

入資

料V

明治五壬申年

『訴訟事件銘細録』（第一号）について

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石正和

加藤 高・矢野 達雄

紺谷 浩 司・上川内 宏

一 解 題

（一）筆者が広島商科大学（現広島修道大学）に縁あって、講師として着任したのは、確か昭和四〇（一九六五）年四月初めのことであったかと思う。当時は、まだ大学院生の新参者として、西も東も判らない未熟な人間であった。その上、当時は新幹線も新大阪と東京間しか走っていない頃で、広島まで郷里である京

- 一 解 題
- 二 史 料
- 三 注 の 部
- 四 目 次 表
- 五 写 真（二葉、地図）

都から向うとすれば、一旦は大阪で新幹線を乗り換え、山陽本線在来線で漸く広島に到着するという案配で、生まれて初めての長旅を味わったことを覚えていて。

広島商科大学に着任後は、匆忙の裡に慌ただしく済み、その後の教員生活はあつげなく数年を過ごしてしまつたようであるが、その間新任の私に気持ちよく接して下さつた当時の大学の先輩の諸先生からは、実にいろいろの人生訓を公私の時を分かつたその合間に教えて頂いたことを今でも懐かしく思い出すことがある。

なかでも、先輩のK教授からは、自分の周りの中で、気が付いた事があれば、思い切つてのめりこむとよい、と言われ、大学院生の頃から興味を抱いていた明治初期の法政の事情を地に足が着いているところから見つめ直すと面白いことが判るかも知れない、と言われ、その気に成り、丁度、中国諸県の中で広島県は原爆で多くが灰に成つているかも知れないから、近県中では広島県は史料的には戦禍がなく、豊富に残っているに違いないと思ひ、明治期から広島県の法政事情に注目するようになった。

そして、当時、島根県立図書館や松江地方裁判所に入入りし、史料調査に明け暮れる日々が続き、少しずつ史料の多様なこと、豊富なことに気が付き出し、その結果、広島から島根県内各地にほぼ毎年のように足を運び、多くの興味深い史料に接する機会を得た。殊に裁判史料については、島根県の立県当初からのものに接することができた。

(二)ここに紹介する史料は、現に松江地方裁判所本庁で許可を得て、漸く調査しえたもので、史料的には「明治五千申年」(一八七二)と表紙に記載された史料で、『訴訟事件銘細録』という標題が付せられている。明治五年といへば、その前年、明治四(一八七二)年七月十四日廢藩置県の翌年早々であり、島根県庁そのものが明治四年十一月、出雲国の、松江、母里、広瀬の各県および当時浜田県領であつた隠岐国を合併して成立、その後多少の曲折を経て、出雲、石見、隠岐三国から成る県域が画定して、現在に至つてゐる。

(三)さて、本史料は、年代的には、明治五年三月五日出訴(元松江県より引渡)から始まり、壬申十一月第九十号を以て終わつてゐる。訴訟事件の内容は多岐に亘つており、当時の庶民の多様な法生活の一端を窺い知ることができよう。

当時、県庁事務は四課に分属されており、聴訟課(当初は警察事務を担当)はその一つで、断獄係、聴訟係(民事裁判係)に分れてゐた。

この時期の裁判担当官は、司法に精通してゐたかどうかは不明であるが、一、二名の名が多いところから、専属の担当官が居たように思われる。

(四)いづれにせよ、明治初年代の裁判事務は、聴訟課において民事裁判事務と刑事裁判事務とにほぼ大別され、民事裁判事務は聴訟事務(聴訟係)、刑事裁判事務は断獄事務(断獄係)とに大別

され、聴訟事務の内容は、売買や貸金、家督相続や田畑境界争いなど民事事件は財産法、家族法にわたり多様をきわめており、そして、これらのいわゆる「差違」事件については「理(利)解」(説得)による「下げ戻し」あるいは「吟味下げ願出」の間届けの形をとるなどの方法で解決(「解訟」)に導いている、というのが、この時期の民事紛争解決の主要な手法であったように見受けられる。

(文責 加藤 高)

二 史 料

〔〇〇一A〕【一】「家屋鋪差違一件」^{〔1〕}

壬申^{※1}三月五日出訴元松江縣を引渡

〔一〕雲州島根郡忝江末次□□町K T和藏を同町M D

Y源重へ相掛家屋鋪差違一件」

〔第壹番〕

奉 高橋 是知

篤卜取調之上M D Y源十不筋ニ付来ル五月中ニ借家

可明渡旨申付候処請書差出候事

四月十九日 相済

※1 明治五(一八七二)年

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

※2 朱書きの斜線あり

〔〇〇二A〕【二】「貸金滞一件」

壬申三月十二日出訴元松江縣を引渡

〔一〕雲州飯石郡□□町T B長右衛門を同國意宇郡忝江末次

□町K D Y傳助外式人江相掛貸金滞一件

〔第貳番〕

奉 鶴岡 重勝

訴答共一ト通取調之上及利解置候処傳助を千五百貫文払出
元利皆済之積内済示談行届吟味下願出候ニ付済口證書連
署取之願之通聞届書類下渡候事

五月廿四日 相済

〔鶴岡〕

〔〇〇三A〕【三】「鯰^{〔1〕}箱代金滞一件」

〔壬申二月晦日出訴元忝江縣を送り〕

出雲國意宇郡松江白濁□町商S Y Y善藏U Y清

助を鳥取縣管内伯州日野郡□□村K G磯吉外壹人へ掛

鯰^{〔3〕}箱代金滞一件」

四八四(二一八)

〔第三番〕^(朱) 奉 鶴岡 重勝

〔四月廿日一卜通取札候上願書添書共ニ相渡願人差添人共鳥取縣米子出張所へ差出候事〕

*₁ 明治五壬申(一八七二)年

〔〇〇五A〕〔五〕〔貸金滯一件〕

申三月廿五日出訴前同断

〔一〕[※] 出雲國秋鹿郡□□村社司T B八束方同國島根郡松江

□□町士族N G了庵江掛貸金滯一件

〔第五番〕^(朱) 奉 山川 安國

壬申六月三日 相濟^(繪圖)

*₁ 朱書きの斜線あり

〔〇〇四A〕〔四〕〔家財并田地差縄一件〕

申*₁二月十九日出訴

元衾江縣方引渡

一 雲州衾江□□町N E Y長右衛門方同白濁□町K M Y弥右工門江相掛家財并田地差縄再訴一件

〔第四番〕^(朱)

訴答共篤卜取調候処素方親類之儀故互ニ実意ニ復シ示談可致旨申聞置候処相手N G了庵方錢百拾貳貫廿四文当申七月廿五日渡尚錢百拾貳貫廿四文[※]正月晦日限合錢貳百貳拾四貫四

拾八文訴訟方T B八束江返済之積ニテ示談行届候ニ付吟味之義願下歎願差出候間済口證書連暑取之願之通聞届候事

〔壬申〕^(朱)

月 日 相濟

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 西曆一八七三(癸酉)年

〔〇〇六A〕【六】【田地質地差纏一件】

申三月廿八日出訴前同断

〔*〕一 出雲國意宇郡□□□□村農AZZ東一郎方同國島根郡

奈江末次□町AZZ浅右衛門へ掛田地質地差纏一件

〔第六番〕

奉 鶴岡 澄

〔*〕訴答共一ト通取調候処右田地ニ付貸金等モ有之素ヨリ本末之間柄ニモ有之間篤ト示談仕度旨返答方AZZ浅右エ門方願出候ニ付其段

〔*〕訴方東一郎江も申聞承知ニ付示談掛合聞届置候事

右者田地不殘元戻シノ積リ示談行届双方無申分内済行届候ニ付吟味下

之儀願出依之以来異存少モ無之旨證セシメ願之通聞届候事

壬申十月十二日 相済 (通聞)

*₁ 朱書きの斜線あり

〔〇〇七A〕【七】【貸金滞一件】

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

申三月廿五日 出訴 前同断

〔*〕一 出雲國出雲郡□□□村奥右衛門方鳥取縣管下伯耆國會見郡□町商SMY彦右衛門へ掛貸金滞一件

〔第七番〕

奉 村田 雷藏

〔*〕申四月廿五日願書并添書相渡願人差添人共鳥取縣へ差出ス

〔*〕申八月九日訴答共熟談之上元金丈五ヶ年賦無利足ニテ返済之積示談行届吟味下願出候ニ付連暑済口證文取之願之通聞届願書下渡候趣鳥取縣米子出張所方申越願人奥右衛門方も其段届出候ニ付聞届候事

八月十三日 相済

〔*〕但 元金貳百兩之内三拾七兩受取渡相済三拾三兩者

西戌^{*2}二ヶ年ニ返済

殘百三拾兩申方丑年迄^{*3}六ヶ年賦ニテ皆金相済シ候示談ニ有之候事

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 西曆一八七三〜七四年

*₃ 西曆一八七二〜七七年

四八二(二一六)

〔〇〇八A〕【八】【養子差縫一件】

申十二月廿二日出訴前同斷

*1 出雲國楠縫郡□□町農IH政助後家方才三郎後
家かるへ掛養子差縫一件

*1 明治四(一八七二)年

〔第八番〕^(奉) 奉 高橋 是知

〔〇一〇A〕【九】【田地之儀一件】

右訴答共一ト通取調之上及利解候処親子和合双方近親ノ
者後見ニテ熟和相成候趣訴出候ニ付連暑濟口證文取之届
出之通聞届候事

*1 辛未十二月裁許之処請書不差出再訴之趣ヲ以旧松江縣方引続
出雲國能義郡□□村KM寺元寺領同國楠縫郡□□村上ケ分ニ
有之候田地之儀ニ付同村百姓一同江相掛候差縫一件

申四月十三日 済

〔第九番〕^(奉) 奉 鶴岡 澄

*1 朱書きの斜線あり

〔〇〇九A〕【八-2】⁽⁵⁾【船宿之儀一件】

辛未*1十二月三日致箱訴候趣元奈江縣方引続

一 出雲國秋鹿郡□□商KK平左衛門方同浦 惣十八
相掛船宿之儀ニ付愁訴一件

〔第八番〕^(奉) 奉 鶴岡 澄

再応取調候処全ク寺領之儀ニテ往古方持主無之ニ付今般 御改
正一般
上地相成候上ハ寺院ニテ故障等ハ無之咎追テ直段御詮議之上
御下更ニ
持主御取極可相成旨KM寺江篤ト及説諭候処承服致シ聊異存無
之旨書面差出候事
百姓惣代同村年寄寛市呼出シ右地所從來完買致来候趣ニ候得共元
来朱印并除地等ハ勝手ニ売買不相成之処相对売買仕来候儀ニ付
地所
取上ケ更ニ御下ニテ持主御取極可相成尤右地所ハ荒地且難洪

村ニテ先

年開発出精いたし候義も有之間直段詮議之上村方難渋不相成様
ニシテ

私下可相成旨及説諭候処承服致シ聊異存無之趣書面差出候事

右之通ニテ訴答共少も無申分段申出全ク事跡相成ニ付吟味下
いたし候上

〔〇一〇B〕

右之趣委細租税課上村行雄へ申繼置候事

六月七日 相済 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇一一A〕【一〇】【家督差纏一件】

明治三巳年⁷十一月[※]出訴元忝江縣方引続

〔一〕出雲國神門郡□□村KD勘右衛門老母方同村当主KD丹藏

へ掛家督

差纏一件

(朱) 第十番 奉 鶴岡 瞪

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

訴答共一ト通取調候処親類神門郡□□村SY九一郎方内済示
談之儀

取扱度旨願出候ニ付猶訴答共篤ト教諭ノ上願之通内済示談取扱
之義

聞届置候事

右□□村SY九一郎并丹藏親類KB久右衛門兩人扱ニ立入兄
KD勘右衛門儀ハ病氣ニテ家督相続難致ニ付弟丹藏へ譲リ
為隠居料家財ノ内三ト通引受度旨願人祖母并勘右衛門方
属ニ付弟丹藏ニ於テモ聊異存無之讓渡候ニ付諸親類ニ至
迄少モ異存〔無之〕趣ヲ以済口證書差出シ吟味下願出伺ノ上聞

届候事

〔一壬申十一月廿五日相済〕 (鶴岡印)

※ 西曆一八七〇年。己巳は明治二年

※ 朱書きの斜線あり

〔〇一二A〕【一一】【田地売買差纏一件】

辛未十二月[※]出訴旧松江縣方引続

〔一〕出雲國島根郡忝江末次□□町商KMY喜兵衛借家傳助方

同町TD文藏MN如水へ掛田地売買差纏一件

四八〇(二二四)

〔資料〕

〔第十一番〕^(朱) 奉 高橋 是知

訴答共一ト通取調之上及利解置候処内済示談行届候ニ付吟味下ノ儀

願出候ニ付願之通聞届願書下渡候事

相済

※¹ 明治四(一八七一)年

※² 朱書きの斜線あり

〔〇一三A〕【一二】新宮社之儀一件

辛未六月出訴元松江縣方引統

〔一〕^{*} 出雲國楯縫郡□□村農SZ後家かる方同村神主SK巴へ

掛新宮社之儀ニ付差纏一件

〔第十二番〕^(朱) 奉 鶴岡 澄

訴答共取調候処右新宮社之儀者先年SZ自己ノ建立ニテ自分新持地ニ有之社ニ付村社其外末社抔トハ違ヒ神主ニテ可差構儀無之候

修道法学 四二卷 二号

四七九(二二三)

SK巴へ及利解候処承服いたし已来右社木所持主ニテ進退いたし聊異

存無之段訴答連印済□證書差出吟味下願出候ニ付聞届候事

五月廿七日 相済

〔印〕^(繪圖)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇一四A〕【一三】元寺領持主之儀一件

辛未十二月裁許之処再訴之趣ヲ以旧松江縣方引統

〔一〕^{*} 出雲國飯石郡□□村Z丁寺方同村百姓共へ相掛元寺領持主之儀ニ付差纏一件

〔第十三番〕^(朱) 奉 鶴岡 澄

訴答共取調候処社寺領之儀一般上地相成候上者夫々御払下可相成処右

地所之儀延宝年中^{*} Z丁寺へ御寄附相成候節檢地相改帳へ往古方

ノ持主顯然いたし居候ニ付右檢地帳ニ持主名前之者致所持可然旨申諭尤其後売買いたし慥成證書有之分ハ買主可為所持旨申諭置篤卜證

書取調候得共證拠無之ニ付延宝二年檢地帳之通持主ト相心得候旨ニテ

訴答共無申分示談行届候ニ付濟口證書連署取之吟味下致候事

六月三日 相濟 (編開)

右者去辛未十月旧忝江縣ニ於テも前同様裁判相成候得共ZJ寺不承服ニテ受書不差出再願書差出候趣也

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 西曆一六七三〜八一年

〔〇一五A〕【一四】【貸金滞一件】

辛未四月出訴旧松江縣方引続

*₁ 一 出雲國島根郡忝江□□士族 I B 熊藏方同國同郡忝江□□

町 K M Y 忠三郎へ掛貸金滞一件」

(奉) 第十四番 奉 山川 安國」

訴答共一ト通取調之上戸長共へ取扱申付置候事

右一件訴答共篤ト取調候処七年前卯年*₂方辛未十二月中迄米金預ケ置勘定清算無之庚午*₃六月中都合二万二千貫文

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

余相成候趣ニ依テ本人 K M Y 忠三郎証書差入置候へ共誌帳面証書金高二不相成本人タル忠三郎ハ病死受人タル藤兵衛ハ承知無之事ニ付相違之廉々双方戸長立会検査之上仲濟致度趣ニ付聞届其後種々

〔〇一五B〕

取扱候へ共訴答共承伏不致趣ヲ以再及出訴依之篤ト取調去ル明治二年*₄巳六月以前之分ハ仮規則ニ依採用難相成其後取引訴答帳面符合之分ハ證書

無之テモ相用不審証書無之分ハ相除清算早々濟方可致旨及理解候処一同承伏之上巳年六月以前取引之分ハ相互ニ都テ相除其後之分双方₂兆₃面符合₄之分ハ相用不審無之証書ハ相互ニ除キ差引残

都合錢三千五百六十七貫四百八十八文当三月五日相手 K M Y 藤方願人 I B 熊藏方へ可相渡積双方無申分示談行届吟味下願出候ニ付聞届候事

明治六年二月廿四日 濟

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 慶応三(一八六七)年

*₃ 明治三(一八七〇)年

*₄ 西曆一八六九(己巳)年

四七八(二二二)

〔〇一六A〕【一五】〔貸金并売掛滞一件〕

辛未^{*} 四月廿四日出訴旧松江縣方引続

〔一〕出雲國桶縫郡□□村農〇助藏^{*}方同國意字郡□□村農安兵衛後家并同村百姓嘉平萬七□□町K T 権市へ掛貸金并売掛滞一件^{〔本〕}

〔第十五番 奉 鶴岡 燈〕

一 訴答共取調候処全ク売掛残金ニテ確證無之數十年前之義故嘉兵衛萬七K T 権市へ実意之場合及利解置候処取引残之内錢貳拾貫文萬七より助藏へ相渡し其^{*}余者取引無之示談行届候趣ニテ吟味下之儀願出候ニ付聞届候事

一 安兵衛後家弟者元兄弟合之義ニテ相互ニ差引勘定モ有之候へ共
親類之義故実意之示談可致旨申論置候処金貳万訴訟方助藏へ相渡候積示談行届候ニ付吟味下願出之通聞届候事
一 同村 農 藏七へ相掛家作差纏之義者売買相談中焼失いたし候ニ付

双方之損毛ト相成代錢五百五拾五貫文内百七拾七貫五百文庫七方助藏へ
相渡外錢五拾貫文内貳拾五貫文即日相渡殘貳拾五貫文当
申^{*}十二月十五日限相渡候積示談行届候旨ニテ吟味下願出候ニ付聞届候事

〔〇一六B〕

但 前書三口共濟口證書連暑取之置候事

右 七月十二日 相濟^{〔鶴岡〕}

^{*}1 明治四 (一八七二) 年
^{*}2 朱書きの斜線あり
^{*}3 明治五 (一八七二) 年

〔〇一七A〕【一六】〔売掛金差纏一件〕

壬申二月四日出訴旧松江縣方引続

〔一〕出雲國松江白濁□□町H U 為右衛門方濱田縣管内石州温泉津港商N O 専次郎外三人江掛売掛金差纏一件

〔第十六番 奉 鶴岡 燈〕

〔一〕ト通取調之上願書并添書共相渡願人為右衛門差添人共濱田縣へ差出候事

〔右吟味中N O 専次郎欠付いたし候ニ付受人方へ返済方申付金百兩相渡殘三百五拾兩七月中返済之積申付候趣同縣大森出張所方返翰到來願人方も其段届出候ニ付

聞届置候事

〔七月下旬返済方約定違変ニ付再訴ニ相成候間又々添翰相渡濱田縣へ差遣候事

八月二日

〔〇一七B〕

〔約定違変ニ付再訴入用元金共不残済方申付受取後相互ニ而返翰有之願人よりも其段届出候ニ付聞届候事

八月十五日 相済〔鶴岡〕

* 朱書きの斜線あり

〔〇一八A〕〔一七〕銀談一件

旧松江縣方引渡

一 京都府管下西京□町KUY半次郎方雲州忝江□□

町KMY覺三郎SY善藏へ掛銀談一件

〔第十七番 奉〕

〔ト通取調之上返答書為差出候処決算之上ハ却テ先方受取金多分有之趣ニ付返答書相添其段京都府へ申遣置候へ共

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号) について

其後何ノ義も不申越候事

但 明治三年^{*}八月四日 右返答書差遣候

趣旧松江縣方申送り之事〔8〕

* 西曆一八七〇年

〔〇一九A〕〔一八〕売掛金滞一件

旧忝江縣方附送

一 大坂IMY利兵衛方大原郡□□町UY菊次郎へ掛売掛

金滞一件

〔第十八番 奉〕

〔辛未十月訴答方UY菊次郎ト通取札之上返答書為差出十月廿五日其段大坂府へ申遣置候得共其後何ノ義も不申越候事

但 右之段旧松江縣方申送相成候事

〔〇二〇A〕〔一九〕為替金差纏一件

旧忝江縣方附送り

四七六(二一〇)

一 出雲國能義郡□□村義一郎方伯州會見郡□□村半

三郎へ掛為替金差纏一件

〔第十九番 奉〕

〔右者旧忝江縣方鳥取縣へ及掛合置候得共未報答無之事

但 義一郎方差出候 金子 T M 勝藏願置候事〕

〔〇二一 A〕〔二〇〕【売掛并為替古着差纏一件】

辛未九月出訴旧松江縣方附送り

〔一〕鳥取縣管内伯州會見郡□□町商 H N 幸吉方出雲國意宇郡

□□村商清之助へ掛り売掛并為替古着差纏一件〕

〔第二十番 奉 鶴岡 瞪〕

〔申四月廿六日相手清之助病死ニ付同廿七日訴訟方 H N 幸

吉一ト先飯 村申付其段鳥取縣へ申送候事〕

〔其後 H N 幸吉方日数も相立候ニ付取調裁判いたし具候様鳥取縣

掛合書持參願出候ニ付相手清之助妻并村役人等呼出シ取調候

得共本人清之助死後幼少之子供老人等ニテ村方一同ノ厄介ニも

相成

居候程ノ難波ニ付返弁之道無之願人 H N 幸吉へ種々及利解
候処本人病死いたし候上者致方無之損毛之場ニテ聊異存
無之ニ付吟味下之儀願出事実無扱義ニ付願之通聞届

〔〇二一 B〕

其段鳥取縣へ申遣候事

九月廿八日 相濟

※ 朱書きの斜線あり

※ 「飯」は「帰」と同字

〔〇二二 A〕〔二一〕【貸金滞一件】

旧忝江縣方附送り

〔一〕出雲國能義郡□□村 I S 治左衛門方同國仁多郡□□

□□左衛門へ掛貸金滞一件〕

〔第二十一番 奉 山川 安國〕

訴答示談之上当申九月 半金来酉三月 半金両度ニテ

皆済之積熟談相成候ニ付吟味之儀見切御下願差出候ニ付願ノ通

聞届候事

申七月 相済

*1 朱書きの斜線あり

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(壬申)(一八七二)年

*3 明治六(癸酉)(一八七三)年

【〇二三A】【二二】【田地買議定差纏一件】

辛未十月出訴旧松江縣方附送リ

〔^朱一〕出雲國忝江白潟□町商A D宗三方同國神門郡□村農

MY幸三郎外四人江相掛田地買議定差纏一件

〔^朱第二十二番 奉 鶴岡 燈〕

訴答共篤卜取調候処全売買證書モ有之且去辛未九月旧忝江

縣ニテ裁許申付候義も有之ニ付右ニ依テ田地不残買主方宗三江

可相渡旨及利解候処去辛未年T G宗三方差留候ニ依テ違作

相成候義も有之依之米四拾俵宗三方代金之外ニ相渡去未作徳米

之儀者宗三方ニテ取調可致積ニテ地所引渡之儀示談行届候ニ付

吟味下願出願之通聞届今後異論無之旨濟口證書連^(ウ)暑取之

置候事

六月十八日 相済 ^(印)

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

【〇二四A】【二三】【貸金滞一件】

旧忝江縣方附渡

一 大坂府管内大坂□町商T D Y卯兵衛方出雲國大原郡

□□村Y N Y嘉助へ掛貸金滞一件

〔^朱第二十三番 奉〕

〔^朱一〕相手嘉助死去極難渋之者ニテ返弁之道出来兼候ニ付同人家財代積書ヲ以大坂表へ及掛合置候得共其後何ノ報返無之旨申送ニ相成候事

【〇二五A】【二四】【貸金滞一件】

申三月^{*}出訴元廣瀬縣方附送

一 出雲國能義郡廣瀬□町I T次郎兵衛方鳥取縣管内

伯州會見郡□村T B友十郎へ掛貸金滞一件

〔^朱第二十四番 奉 鶴岡 燈〕

四七四(二〇八)

〔^本申四月元廣瀨縣方鳥取縣米子出張所へ添翰いたし本人差出候趣〕

明治五(壬申)(一八七二)年

〔〇二六A〕【二五】【助成金差纏一件】

辛未五月^{*}出訴元廣瀨縣方引続

〔^本雲州能義郡□□村農藤右衛門方同村農豊七□□□村八左衛門兩人江相掛助成金差纏一件〕

〔^本第二十五番 奉 山川 安國〕

訴答共篤卜取調候処親類情実ヲ以取扱候義ニ付八左衛門豊七兩人方正金百両ニ付金札百貳拾兩替之割合ヲ以元金返済猶利足之儀者双方共割割ニして返金可致旨申付双方受書差出候事

六月 相濟

明治四(一八七二)年

朱書きの斜線あり

〔〇二七A〕【二六】【草山之儀分山差纏一件】

辛未十二月出訴元廣瀨縣方引続

〔^{*}出雲國能義郡□□□村農勝兵衛外五十七人方同村農AB八左衛門外五人へ掛志登美寸須草山之儀分山差纏一件〕

〔^本第二十六番 奉 山川 安國〕

右者双方共呼出シ取札可致卜存差紙相遣候処双方共示談和熟ニ相成候ニ付願書下ケ兼候様双方申出当申六月事済ニ相成候

朱書きの斜線あり

〔〇二八A〕【二七】【酒造株代金返済差纏一件】

壬申五月四日^{*}出訴

〔^{*}出雲國意宇郡□□□村商IT政藏方同國島根郡恣江末次□町AD孫兵衛へ掛酒造株代金返済之儀ニ付差纏一件〕

〔^本第二十七番 奉 鶴岡 燈〕

訴答共篤卜取調候処確證も有之ニ付及利解候処預高錢七十

七百貫ヲ三ツ割之高当六月晦日相渡残半金当申十二月尚
残金来西^キ六月五日限皆済之積ニテ示談行届候ニ付吟味下願
出候

間済口證書連印取之願之通問届候事

六月十日 相済^(編)

^キ 明治五(一八七二)年

^キ 朱書きの斜線あり

^キ 西曆一八七三年

〔〇二九A〕〔二八〕【家屋敷売払世話料等差違一件】

壬申五月四日出訴

二^キ 出雲國島根郡松江白濁^{□□}町商N善右工門^ノ貫属⁽¹⁾

卒HN元助へ掛^{□□}町KPY嘉平治家屋敷売

払世話料其外諸雜費之儀ニ付差違一件^レ

〔^キ第二十八番 奉 村田 曾^レ〕

五月七日一応間札候処訴訟方不都合之儀モ有之ニ付篤卜
説諭ノ上年寄忠藏江取扱申付本願書ハ一ト先下戻候事

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

^キ 朱書きの斜線あり

〔〇三〇A〕〔二九〕【貸質差違一件】

元廣瀬縣^ヲ廻ル

二^キ 出雲國飯石郡^{□□□□}三代吉^ヲ同^{□□}ID松之助へ

掛貸質差違一件^レ

〔^キ第二十九番 奉 山川 安國^レ〕

訴答共取調及理解候処元錢七拾貳貫文外二錢百拾貳貫百五拾文家
賃并利足トシテ差出シ合錢百八拾四貫百五拾文三代吉^ヲ松太郎へ
相渡シ

内済示談行届候ニ付吟味下願出候間済口證書連暑取之願之通問
届候事

八月十七日 相済

^キ 朱書きの斜線あり

〔〇三一A〕〔三〇〕【古手物代金滞一件】

四七二(二〇六)

壬申五月七日出訴

一 出雲國島根郡松江末次□□町K B T Y 栄太郎方意宇

那□□村U N 和助外老入江掛古手物代金滞一件

〔第三拾番 奉 鶴岡 瞪〕

訴答共取調候処右古着物八神門郡今市町Y N T Y 愛助
偽ニテ借取猶其外所々欺取候義モ有之ニ付召捕吟味中也

〔〇三三A〕〔三二〕【貸金滞一件】

申五月十九日^{*}出訴

二^{*} 出雲國島根郡松江末次□□町商Y G 庄藏方同町商N N

喜三郎江懸貸金滞一件

〔第三十一番 奉 鶴岡 瞪〕

訴答共取調候処證書モ有之候得共数年來前之貸金ニテ目質卜
シテ

預り置候品モ紛失不都合之廉モ有之且隣家之儀故実意之示談
可致旨種々及利解候処相手Y N 喜三郎方錢千貫文訴訟方Y
G 庄藏へ払出双方無申分示談行届候ニ付吟味下之儀願出依之

濟口證書連暑取之願之通聞届候事

五月廿二日

相濟

(鶴岡)

^{*} 明治五(壬申、一八七二)年

^{*} 朱書きの斜線あり

〔〇三三A〕〔三二〕【田畑差纏一件】

二^{*} 壬申五月廿五日出訴

出雲國島根郡□□村農S D 詳藏方同國神門郡□□村□□T

S 寺へ掛田畑差纏一件

〔第三拾二番 奉 鶴岡 瞪〕

訴答共取調候処右地所之儀去辛未十月^{*}村役人方T S 寺へ示談
上詳藏叔父圓平へ地所支配為致居候ニ付T S 寺ハ最早関係
無之段同寺并村役人方申出依之右詳藏婦村実家々名相続
致候て右地所不殘可相渡尤家名相続不致内勝手ニ売地等ハ
不致様願人T D 詳藏并□□村役人并神門郡□□村役人
熊藏へ利解および置候処双方承服ニテ叔父圓平其外親類へも
相談之上追テ決定ノ始末可届出旨ニテ帰村いたし候事

右一件去壬申五月中双方共取調候処村役人取扱ヲ以
同郡□□村詳藏叔父SD平助方ニテ世話いたし居

〔〇三三B〕

候ニ付詳藏立戻り□□村生家相続いたし候節ハ

差返シ候筈ニ付而ハ彼是差繼ケ間敷義ハ無之筋ニ而及

理解候処承知之上叔父SD平助江相続仕候処村方へ立帰

家名相立候節ハ勿論可差返との事ニ付以来右一件ニ付

聊異存無之且同村夫藏名跡之義ハ常太郎ニ男ヲ以

家名相続致居候節相手TS寺ヨリ申立就而ハ□□

村役人ヲ始夫藏方親類一同ヲ出願ニ無之テハ御取揚難

相成間篤ト実意ヲ運ヒ一同相談之上夫藏跡為筋

相成候様精々示談可致旨及理解候処承知之上以後

□□村役ヲ始夫藏方親類一同相談之上為筋相成

候様精々示談可仕旨証書差出候ニ付伺之上

吟味下聞届候事

明治六年二月 日 済

* 朱書きの斜線あり

* 西暦一八七一年

〔〇三四A〕〔三三三〕【一年神主差止候儀ニ付差繼一件】

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』（第一号）について

壬申四月関守H U泉藏ヲ出訴ノ趣ヲ以庶務課ヲ廻ル

〔二〕* 出雲國島根郡□□百姓一同ヲ同所祠官YY岩根へ懸リ

一年神主差止候儀ニ付差繼一件」

〔第三拾三番 奉 鶴岡 燈〕

六月二日彼地へ出張取調候処祠官YY岩根不宜義も有之且不

敬之書面差出候ニ付篤ト及札問候処心得違恐入候段伏罪いたし

候ニ付同人義ハ免職申付俸YY眞才へ祠官出仕申付一年

神主之義ハ御規則ニ依テ難被立置旨教諭及候処承服いたし

乍去数多ノ参詣人有之神務差支ニ付当分詞掌手伝ノ

者老入ツ、人撰可差置旨御決定相成候事

右之通ニテ双方無申分和合相成聊異存無之旨済口證書連暑差出候

ニ付吟味下

六月十日 相済 (鶴岡)

* 朱書きの斜線あり

〔〇三五A〕〔三四〕【鑪并田畑差繼一件】

壬申五月廿八日出訴

一 出雲國仁多郡□□村農KT六郎左衛門方同國飯石郡

四七〇(二〇四)

□□町 T B 長右衛門へ掛鐘并田畑差縄一件

* 朱書きの斜線あり

〔第三十四番 奉 鶴岡 澄〕

〔〇三七 A〕〔三六〕〔略売差縄一件〕

壬申六月十日鳥取縣米子出張所方送二相成候事

〔二〕鳥取縣下伯州會見郡米子□町商 N T 兵三郎方廣島縣下

備後國三上郡□□町 M H は奈娘とき妹いま兩人

同國惠蘇郡□□村農 Y K 伊之助妻志も願二依テ

当縣管内雲州能義郡□□町 K S Y 武兵衛

H M Y 傳兵衛右当きいま兩人へ略売差縄一件

〔第三十六番 奉 鶴岡 澄〕

〔一〕ト通取札候処證書等も慥ニ有之間願書并添書共相渡
願人差添人共米子鳥取縣出張所へ差出候事

〔右者吟味中相對内済示談ニテ元金伯州札拾貫匁之内九貫五百匁
相手方と差出残五百匁并利分之義者訴訟方勘弁之積ニテ双方
無申分示談行届候ニ付吟味下願出依之濟口證書連暑取之

願之通聞届候段鳥取縣米子出張所方返翰有之其段願人
方モ申出候ニ付聞届置候事

八月廿八日 相済

出張所へ及掛合候事

但 右当起い満兩人義ハ廣島縣へ掛合之義も有之ニ付

村役人へ預申付置候事

六月十五日

〔〇三七 B〕

〔右ハ再応鳥取縣へ掛合之末米子町NT兵三郎略売ニ相違無之同縣方罪人引渡遣候ニ付吟味之上廣島縣へも掛合置訴訟之分相分候ニ付断獄の方へ巨細記置候事〕

※ 朱書きの斜線あり

六月十五日 相済 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇三八A〕【三七】〔正金質物ニ致置候儀ニ付差纏一件〕

壬申六月十日出訴

〔*〕 出雲國榑縫郡□□町商WB千藏并同町商KM嘉五郎

兩人方同所商I日佐吉へ掛正金質物ニ致置候儀ニ付差纏一件〕

〔奉〕 鶴岡 燈 第三十七番

訴答共取調候処年来も相立候儀ニテ去辛未十二月出役并町役人内洛取扱双方承服致居候義ニ付及利解置候処右ニ復シ錢千三百貳拾四貫

六百五拾七文相手方I日佐吉ヲ訴訟方WB千藏KM嘉五郎

兩人江相渡双方無申分示談行届〔……以下、次行の半は

まで抹消……〕候ニ付吟味下願出依之洛口證書連暑

取之願之通聞届候事

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号) について

〔〇三九A〕【三八】〔唐胡摩元代金差纏一件〕

壬申六月十二日出訴

〔*〕 出雲國榑縫郡□□村IT祐右衛門方同國松江□□町

貫属AK敬左衛門へ掛唐胡摩元代金差纏一件〕

〔奉〕 第三十八番 奉 山川 安國

訴答共篤ト取調及利解候処元錢貳千八百貫文八月十日限利分千七拾壹貫六百拾六文九月晦日限相手AK敬左衛門方返済之積示談行届候事
一 約定違変ニ付嚴敷及利解九月廿七日迄二元錢貳千八百貫文返済相成候事

※ 朱書きの斜線あり

〔〇四〇A〕【三九】〔金札引当錢借用之儀ニ付差纏一件〕

四六八(二〇二)

壬申六月十日出訴

〔一〕[※] 出雲國島根郡松江末次□□町商M M卯右衛門方同所

白濁□□町K M Y 弥助へ掛金札引当借借之儀ニ付差纏一件

〔第三十九番 奉 鶴岡 燈〕

訴答共篤ト取調候処全ク質物ノ取扱ニ付及利解候処双方共承服いたし願人卯右衛門方元利取揃質物受返シ候筈ニテ半金貳百兩ハ当八月五千貫へ利足ヲ加受返シ残十月廿日限元利取揃皆済可致積示談行届吟味下願出候ニ付
濟口證書連暑取之願之通聞届候事

八月五日 相濟 (鶴岡)

[※] 朱書きの斜線あり

〔〇四一A〕〔四〇〕【酒株代金差纏一件】

壬申六月十二日出訴

一 出雲國意宇郡□□村商N M熊三郎方同國島根郡
松江□□町K Z Y 清兵衛へ掛酒株代金差纏一件

修道法學 四二卷 二號 四六七(二〇一)

〔第四十番 奉 鶴岡 燈〕

取調候処辛未四月中被告清兵衛所持之酒株三百石之内百五拾石価錢六千五百貫文ニテ分ケ株ニシテ売渡其砌列藩中分株売買不相成依テ清兵衛名前ニ致置内実売渡表向ハ三ヶ年間貸株之趣ヲ以旧藩願濟然ル処同八月中酒株御改正鑑札税金拾円ニテ願次第許可相成依之原告ヨリハ主家ヨリ清兵衛所持ノ酒造株ニテ讓受証書ニモ万一異事出来ノ節ハ元錢戻シニ可致筈記載兼テ約定之義ニ付速ニ元金取返シ度段申立被告ヨリハ永代売渡後改正被仰出候連元金可差返筋無之証書中異事云々ト記載有之ハ他ヨリ故障等申出ル者モ候上元戻シ可致トノ意味ニテ御改正ハ一般之義ニ付
〔〇四一B〕

買主可損分尤如何様ノ義出来候共酒造之道相立可遺條約就テハ鑑札税金拾円ヲ相渡遍く段申立差纏相成候義ニテ右ハ表向貸株之積ヲ以旧松江藩へ願濟内実致買候者双方不束之取計名前不相整内改正相成候義ニ付原告ニ於テモ閑係無之トモ難申又売買後改正之事ニ付被告ヨリ皆金可取返訳モ無之証書モ不明右様ノ約定罷在無程御改正之義ニ付株金ハ互ノ損分ト為シ半高錢三千式百五拾貫文ハ被告ヨリ返金示談可致旨夫々及理解候処一同承服之上金子取引之義者相對ニテ延期遂示談濟口証書差出ス

明治七年一月二十日 濟

〔〇四二A〕【四二】【質物差纏一件】

壬申六月十二日出訴

〔一〕[※] 出雲國島根郡松江末次□□町I I Y徳市方同國

意宇郡杵江白濁□□町S N Y徳市へ掛質物差纏一件」

〔^本第四十一番 奉 鶴岡 瞪〕

訴答共取調候処仲間合出銀致候ニ差支衣類相預ケ置候処間七無
右預ケ品主徳市へ無沙汰売払候段不筋之至下及利解置候
処取扱人S N Y徳市質取主A M Y久太郎兩人方金拾五両
錢五拾貫文訴訟方徳市へ相渡候積ニテ双方無申分示談行届
候ニ付吟味下之義願出候間濟口證書連暑取之願之通聞届
置候事

七月十二日 相濟 (鶴岡)

[※] 朱書きの斜線あり

〔〇四三A〕【四二】【魚間屋之儀ニ付差纏一件】

壬申六月十七日出訴

〔一〕[※] 出雲國桶縫郡□□町O D栄藏方同町M D泰藏

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号) について

外兩人江相掛魚間屋之儀ニ付差纏一件」

〔^本第四十二番 奉 山川 安國〕

訴答共取調候処往古方魚間屋株之義者町役人役徳ニテ外二
役料等も無之仕来ニテ是近年々錢六拾貫文宛年限中
栄藏方出錢之積ニ候処近来多分利益ニも相成且錢相場も
相違致候ニ付已来一ケ年錢百貫文ツ、訴訟方栄藏方村
町役人方へ差出候積ニテ双方無申分示談行届候ニ付吟味下
願出候依之濟口證書連暑取之願之通聞届候事

七月三日 相濟

[※] 朱書きの斜線あり

〔〇四四A〕【四三】【田地差纏一件】

壬申五月十九日出訴

〔一〕[※] 出雲國意宇郡杵江貫属卒H N柳三郎方同國神門郡

□□村農U N市郎左衛門へ掛田地差纏一件」

〔^本第四十三番 奉 鶴岡 瞪〕

四六六(二〇〇)

訴答共取調候処地所年限中且約定不行届義も有之双方
不都合之廉不少ニ付及利解置候処右地所受返シ候
積双方示談行届吟味下願出候ニ依テ済口證書連書
取之願之通聞届候事

六月廿三日 相済 (鶴岡)

* 朱書きの斜線あり

〔〇四五A〕【四四】【売惣代金滞一件】

壬申六月十八日出訴

〔一〕^{*} 鳥取縣管下伯耆國會見郡□町商HN幸吉外五

人方出雲國能義郡□町SE清藏へ掛売惣代金

滞一件

〔本〕
〔第四十四番 奉 鶴岡 證〕

〔本〕
〔訴答共取調候処相手清藏義不審之廉も有之ニ付入牢申付置
追々及糺問候処盗金百五拾両之処金都合悪敷故金貳百五拾
両被盜取候趣金主共へ偽置且借財取束も不致欠落いたし候
段不埒之至ニ候得共既ニ前非ヲ悔立帰候ニ付逃亡之罪ハ差免シ

〔〇四五B〕

味下歎願書共写相添委細鳥取縣へ申遣候事

八月晦日 相済 (鶴岡)

* 朱書きの斜線あり

〔〇四六A〕【四五】【親より讓渡田地證文之儀ニ付差纏一件】

壬申六月廿五日出訴

〔一〕^{*} 出雲國出雲郡□□村農H才次郎方兄忠四郎へ掛親方

讓渡田地證文之儀ニ付差纏一件

〔本〕
〔第四十五番〕

訴答共取調候処右ハ兄弟之間柄ヲ以彼是分地差纏

之義ニ付人倫上ニ於テ有間鋪次第午去弟才五郎義ハ一ト方

ならぬ廢疾者ニ付是迄爭論之義者相互ニ捨置

不使ヲ加ヘ生活方法相立候積分地致シ遣シ可申旨

厚ク及理解候承服之上從前約定之外凡一反

歩程相増讓渡左之通

一 田畑合五反四畝歩 但 字K I □清三郎前
同 F K □政四郎廻リ不殘 兩所ニテ

〔四六B〕

一 田畑合一反三畝歩辻 但 F K □ニテ

一 屋鋪地凡一畝歩 但是ハ便宜ノ土地ヲ見立

合三ヶ所ハ兄日忠四郎方弟才五郎へ讓渡し同人

名前ニ致シ置尤相互ノ為筋ニ候へハ向後右地所若

売地又ハ質入等致候節ハ相談之上取斗一己ノ勝手

ニハ決テ不相成積リ

一 錢三百貫文

此金八円三十三錢三厘

右金子ハ才五郎家作讓屋敷地江引移り候節為入用

兄忠四郎方差遣候積

前書之通全ク廢疾者ニ付恵ヲ以讓渡シ以來相互ニ睦敷諸突合等ニ

至迄聊無隨心実意ニ相談和順可致積双方無申分示談行届洛口証書

連署差出候ニ付伺之上吟味下聞届候事

明治六年二月七日 濟

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

※ 朱書きの斜線あり

〔四七A〕【四六】預金滯一件

壬申六月廿五日出訴

出雲國神門郡□□村TK寺方同國島根郡奈江貫屬
士族MT道感同權太夫江掛預金滯一件

〔第四拾六番〕

奉 鶴岡 燈

訴答共篤ト取調候処道感存生中預置候得共去辛未

二月依罪斬罪ニ相成同人弟者素ク權太夫方厄介人之

義ニテ家名者勿論遺物等少モ無之当主權太夫義ハ

更ニ承知不致義ニ付返弃之道無之本人道感斬罪

相成上者致方無之段願人TK寺代YS武三郎へ申論

尚MT權太夫にも及説諭候処親族之義ニ付道感追善

之た免トシテ金五拾兩TK寺へ寄附可致旨申出候ニ付
其段TK寺へ申聞候事

九月廿九日 相濟

朱書きの斜線あり

朱書きの斜線あり

四六四 (一九八)

〔〇四八A〕〔四七〕〔山林売買差纏一件〕

壬申六月廿九日出訴

〔一〕^{*} 出雲國出雲郡□□村農WB丈兵衛方同國神門郡□□町

農AT嘉太郎へ掛山林売買差纏一件

〔第四拾七番 奉 鶴岡 燈〕

〔〇四九A〕〔四八〕〔金談差纏一件〕

壬申六月廿三日出訴

〔一〕^{*} 出雲國大原郡□□町N W Y善市方同國意字郡□□

村I D武左エ門へ掛金談差纏一件

〔第四拾八番 奉 山川 安國〕

訴答共取調候処破談之義相互ニ不行届約定證書等モ正ニ有之候義

ニ付約定通相互ニ実意ヲ以山木売払候方双方ノ利益ニも可相成旨

及利解候処訴答共承服いたし当春来小山伐採ノ代金清算

ノ上嘉太郎々丈兵衛へ払出シ残木伐採之儀ハ都テ相談之上取計代金丈兵衛六ト嘉太郎四トノ割合ヲ以配分いたし候積ニテ

示談行届双方無申分依之吟味下願出候ニ付済口證書連暑取之願之通聞届候事

六月廿三日 相済 (編附)

^{*} 朱書きの斜線あり

訴答共取調篤ト及利解置候処訴訟方善市立替銭貳千貳百四拾貳百五拾貳文之内半金当申八月廿八日相手I D武左エ門

と差出シ跡半金八十一月廿八日返金ノ約定ニテ皆済外ニ衣類五品相手武左エ門借用致居候分ハ直ニ差返シ候積ニテ双方無申分

内済示談行届候段届出候ニ付済口證書取之聞届候事

七月九日 相済

^{*} 朱書きの斜線あり

〔〇五〇A〕〔四九〕〔縁談差纏并縁女荷物不相返ニ付差纏一件〕

壬申六月廿七日出訴

〔一〕^{*} 出雲國神門郡□□□□村GSJ 観憧方同國島根郡

松江貫属土族KZ 紋太夫江相掛縁談差縫并縁女荷物

不相返ニ付差縫一件」

〔第四十九番 奉 山川 安國〕

訴答共取調候処最早世話人ノ不行届ニテ妻ト妾トノ心得違有之方差縫候儀ニテ篤ト双方へ及利解候処今般更ニ離縁之上荷物差返候積訴答共無申分示談行届候ニ付済口證書取之聞届候事

七月五日 相済 (鶴岡)

^{*} 朱書きの斜線あり

〔〇五一A〕【五〇】【酒株差縫一件】

壬申七月二日出訴

〔一〕^{*} 出雲國桶縫郡□□町IB 孫六方同國神門郡□□町

YD 益右衛門へ掛酒株差縫一件」

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号) について

〔第五十番 奉 山川 安國〕

右者出願後示談掛合之上借受居候酒株当申夏造方

株主YD 益右衛門方へ差返シ双方無申分示談行届候段

届出願人IB 孫六方願下之義願出候ニ付願之通

聞届候事

六月廿日 相済

^{*} 朱書きの斜線あり

〔〇五一A〕【五一】【小田山売買之儀ニ付差縫一件】

壬申六月三日出訴

〔一〕^{*} 出雲國島根郡松江□□町KY 謙次郎外老人方同國

出雲郡□□村農WB 文兵衛へ掛小田山売買之儀ニ付故

障人出来差縫一件」

〔第五十一番 奉 鶴岡 燈〕

訴答共取札候処右買受候桶縫郡小田山売買之儀者□□町
嘉太郎へ差縫有之地所統同所之義故嘉太郎へノ差縫

四六二(一九六)

不片付内者故障有之候得共已ニ嘉太郎へ相掛候差纏示談行届候上者少も故障無之趣相手丈兵衛方申立候ニ付其段訴訟方KY謙次郎へ申聞候事

七月五日 相濟 (前開) 印

＊ 朱書きの斜線あり

〔〇五三A〕【五二】WB寺元寺領田地売買差纏一件】

壬申七月五日出訴

〔一〕＊ 出雲國楯縫郡□□町農N利右衛門外式人方同國同郡

□□□村吉右衛門與右工門へ掛WB寺元寺領田地売買差纏一件】

(朱) 第五十二番 奉 鶴岡 燈 (前開)

訴答共一ト通取糺候処地主WB寺へ無沙汰ニテ売地いたし居不都合之廉も有之ニ付戸長木佐豊右衛門へ取扱申付訴答并WB寺へも篤卜及利解置候処元銭壹万貳千貫文願人利右衛門方へ返金シ地所元戻シ之取扱ニテ内済示談行届候ニ付吟味下之義訴答連暑状并戸長木

佐豊右衛門方添書ニテ願出候ニ付願之通聞届候事
八月廿二日 相濟 (前開) 印

＊ 朱書きの斜線あり

〔〇五四A〕【五三】元社領売地差纏一件】

壬申七月八日出訴

〔一〕＊ 出雲國意宇郡□□□村祠堂MO千年方同國楯

縫郡□□村太八へ掛元社領売地差纏一件】

(朱) 第五十三番 奉 鶴岡 燈 (前開) 印

右一件訴答共一同篤卜取調候処右地所去ル文久元酉年＊中MO美濃方大原郡□□町JR寺へ譲渡同寺方□□村NO林三郎傳太郎兩人江売渡十ヶ年余も相立去辛未年中＊旧松江縣ニ於テ上地調之節も林三郎傳太郎兩人所持ト相定置候義も有之元来旧社寺朱印地除地等ハ勝手ニ売買不相成処國風ニテ従前方右様売事仕来不都合之至乍去十ヶ年余も相立候儀ニ付MO千年方ニテ故障筋可申立訳無之段及理解候処一同承

〔〇五四B〕

服之上世話人多^(マヤ)八江相渡置候金錢者不殘願人千年方へ差返シ右地所者林三郎傳太郎兩人江相渡可申積双方無申分示談行届済口證書連暑差出シ吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事^(鶴岡)印

明治六年一月十八日 済

^{※1} 朱書きの斜線あり

^{※2} 西暦(辛酉)一八六一年

[※] 明治四(一八七二)年

〔〇五五A〕【五四】夏艸蒔場之儀ニ付争論一件】

^{※1} 壬申七月八日出訴

〔二〕出雲國大原郡□□村M城角^方夏艸蒔場之儀

ニ付下□□村上□□村争論一件】

〔第五十四番 奉 鶴岡 権少属^(鶴岡) 印〕

右者上□□村O T十郎右衛門外貳拾壹人^方下□□村農U T M 宇兵衛外貳拾人へ掛ル一件ニテ去ル卯年^方争論ヲ生シ旧縣

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

出役

ヲ始戸長其外他郡役人迄も百方教諭取扱候得共双方承引不致及出訴候義ニ付今般実地檢分之上双方篤ト取糺シ且證書等檢査および候処右争論地往古^方田畑淺山ニ附添居候ニ付別段野稅ハ無之候得共田畑売買之節ハ相当分賦券面へ記載有之依テ田方植付前塘草削

取之儀者更ニ争論無之夏艸ノミ紛論致し上□□百姓共^方ハ往古^方入合蒔来之趣申張證書ハ無之下□□百姓共^方ハ入合蒔来者無之段申立寛政年中^方野論済口證書有之候得共右ハ□□村^方下□□へ掛候一件ニテ上□□百姓共

〔〇五五B〕

調印無之故確證とも難致上□□方入込数年蒔来ニも相違無之乍去地所ハ全ク下□□分ニテ寛政年中證書ヲ以大略相分候ニ付今般字ゴヒンマツ^方西ノ方ハ下□□持卜定メ上□□

百姓共^方夏艸蒔込間敷同南ノ方大ゾ子境^方北ノ方は是之通入合ニシテ夏艸蒔取候て相互ニ近傍持添地も有之双方便利可相成旨篤ト理解申候処訴答一同承服之上更ニ密図相認メ済口證書為取整已来聊異存無之示

談行届候趣ヲ以済口證書^(鶴岡) 印 絵図面共連暑差出吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

四六〇(一九四)

〔資料〕

修道法學 四二卷 二号

四五九 (一九三)

*1 朱書きの斜線あり

*2 慶応三(丁卯一八六七)年

*3 西曆一七八九(一八〇一年)

〔〇五六B〕

申分示談行届候ニ付吟味下願出依之濟口證書連暑取之願之通
聞届双方ノ證書元戻シ為致已来右一件ニ付争論ヲ不生様都テ
右關係ノ書類為差返候事

〔〇五六A〕【五五】〔貸金滞一件〕

八月晦日 相濟

(鶴岡印)

壬申七月九日出訴

*1 出雲國意宇郡委江白湯□町商UY庄兵衛方同國神門郡

*1 朱書きの斜線あり

□□町商FM勘左衛門へ掛貸金滞一件

*2 西曆一七八九(一八〇一年)

〔第五十五番〕

奉 鶴岡 燈

〔〇五七A〕【五六】〔馬壳渡代金滞一件〕

壬申七月十二日出訴

*1 出雲國能義郡□□村II茂助外貳人方北條縣下作州□□

KN龜吉へ相掛馬壳渡代金滞一件

〔第五十六番〕

奉 鶴岡

燈 (鶴岡印)

十年余以前之儀御取揚不相成候得共寛政年中厚ク世話

相成候義も有之当今庄兵衛方難渋ニ就者親類ニテ相互ノ義故

実意之示談可致旨及利解候処双方共承伏ニテ今般相手勘

左衛門方錢三千貫文先年ノ為報恩訴訟方庄兵衛方へ差遣シ

猶已来親類突合等都テ従前之通実意ノ場ニ復シ訴答共無

(朱) II茂助ト外貳人ト差纏有之ニ付追々取調候処廣瀬町 貫属卒
隠居M

S 八右衛門ト申者仲人ニテ引受居候訳も有之ニ依テ同人并茂助
式人の方一人

附北條縣へ罷出度趣ニ付其段聞届且相手亀吉全ク欺偽ニテ馬借
受候

趣ニ付願書并添書共相渡置候事

十月七日

右者北條縣ニ於テ取調之上相手KN亀吉不埒ニ付身代限取立
金七両三分受取罷帰候得共元金五拾七両余ニテ受取金些少故願人
茂助共承引不致去未十一月MS八右衛門引受居候廉ヲ以殘金
八右衛門ヲ受取可申段申張候得共證書も無之全体茂助両人ヲ

〔〇五七B〕

亀吉へ売渡代金滞候方破談相成候節扱ニ立入受込候迄ニテ
借主ニ無之故殘金不殘可為払出筋も無之尤去辛未年[※]方作州

□□□□迄兩度罷越亀吉々金拾四兩為経費受取居候ニ付

今般受取候分ヲ合シ金貳拾壹兩三分八右衛門方茂助両人へ渡
其後ハ茂助共檢分八右衛門も受人相成候故作州へ罷越候
費用丈ケ損分可致旨理解申聞候処一同承服之上

今般金四兩相渡し殘金拾七両三分来ル一月十七日限相手

八右衛門方茂助共へ払出候積及方無申分示談行届済口

證書連暑差出シ願下之儀歎願ニ付伺之上聞届

候事

十一月廿八日 相済 ^(鶴岡) ④

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

[※] 朱書きの斜線あり

[※] 明治四(一八七二)年

〔〇五八A〕〔五七〕改百姓席順等ニ付故障差纏一件

壬申七月廿日出訴

[※] 出雲國大原郡□□村農KK助市後家かる方同村庄屋

熱田又兵衛へ相掛改百姓席順并同村農KK榮左衛門買受候村山

油木売払之儀ニ付故障差纏一件

〔奉〕 鶴岡 證 第五十七番

訴答共取札候処又兵衛へ掛改百姓席順之儀者當時又兵衛義ハ
庄屋役ヲも相勤居且聊忝名ノ義ニテ除名ト云訊ニモ無之互ニ
義ヲ以スレハ可讓答ノ処却テ村役人ヲ相手取婦人ノ身ニテ出訴
いたし不束ノ至ト当今ノ時勢能々教諭之上右廉ハ御取揚ケ
不相成旨厚ク申聞願出下渡候事

一 KK榮左衛門買受候村山故障之儀ハ條理相立候儀ニ付追テ
可及沙汰旨申聞一ト先婦村申付候事

右一件山林之義ニ付差纏之廉取調候処右林山ハ数十
年前榮左衛門方方村方へ売渡置候義ニ付元戻し取斗候

〔〇五八B〕

四五八(一九二)

得共価不当之趣ヲ以一同ヨリ今般故障申出右ハ四年前未

年頭⁽¹⁵⁾百姓入札之上価取極壳渡置候へ共村方一同へ相談不致故

差纏相成候義ニテ從來之仕来トハ乍申頭百姓取斗方

不宜村方一同ニテ持居候山林売買ニ就而ハ一同熟

議承引之上ならてハ難相成旨及理解候処頭百姓

一同承服村方和熟之為メ右買請候山林ハ其俵栄左衛門方

元戻シ可致積双方無申分示談行届且村持田畑山林等

銘々へ分ケ向之義願出候へ共前書之通双方和順相成

上ハ往々為筋相成候様一同評決之上連印不願出而ハ御沙汰

二難被及旨及理解候処承知之上双方申分無之已来一同

相談之上双方為筋相成候様方法ヲ立差纏ケ間敷一切

無之様相互ニ実意ヲ尽シ可申積濟口証書連署差出し候ニ付

伺之上吟味下聞届候事 明治六年二月四日 済

辛¹ 朱書きの斜線あり

〔〇五九A〕〔五八〕〔山林売買之儀ニ付差纏一件〕

壬申七月廿日出訴

〔一〕 出雲國意宇郡奈江□□町貫属卒HN武藏方同國

出雲郡□□村農WB文兵衛へ掛山林売買之儀ニ付差

纏一件

〔第五十八番 奉 鶴岡 燈〕

訴答共篤ト取札候処HN武造方へ買議定不行届丈兵衛

不承知ニ付篤ト及利解候処□□村へ嘉太郎へ相預置候

錢八百貫文当十月十五日限り嘉太郎方元戻シ之積ニテ

示談行届候段届出候ニ付済口証書連署取之願之通

吟味下いたし候事

一 神門郡□□町船大工栄三郎へ右山壳渡之儀者去辛

未十月限ノ約定之処追ニ日追いたし置当申三月迄

種々掛合候得共山代金払出シ不申ニ付無抛他所へ右山

壳渡候得共双方談事不行届廉篤ト及利解候処

〔〇五九B〕

今般山代金内千貳百貫文受取候内錢六百貫文相手丈兵衛

嘉太郎兩人方十月十日限栄三郎方へ相渡候積ニテ双方

無申分示談行届吟味下願出候ニ付済口証書連署取

之願之通聞届候事

一 出雲郡□□村元三郎外三人右小田山仲間合之旨申

出候得共約定證書も無之ニ付篤ト利解之上村役人共ニテ取扱

可致旨申付願書下渡候事

一 WB 丈兵衛 □ □ 村嘉太郎 山代金算用差纏之義ハ約定
證書も無之不都合之廉有之候間篤ト卜利解之上相對勘
定決算可致旨申聞候事

九月廿九日 相済 (編開)

*₁ 朱書きの斜線あり

【〇六〇A】【五九】【家作売買差纏一件】

壬申七月廿四日出訴

*₁ 出雲國飯石郡 □ □ □ □ 町商 MUY 丈助方 同國同郡 □ □ □ □

村 H I 文十ハ掛家作売買差纏一件

(朱) 第五十九番 奉 鶴岡権少属

右一件双方篤ト取調候処去ル庚午年^{*₂}十二月中右家作 □ □ □ □ 町
MN 三根助ヘ売渡然ル処右ハ先祖伝来ノ家作ニ付売事
難致趣ヲ以文十方破談申出依之更ニ家賃取極三根助ヘ貸渡
若後日売払候節ハ時ノ相場ヲ以三根助ヘ可讓渡旨約定致シ
破談相成其後一応断も不致 MU 丈助ヘ右家作売渡候故庚
午十二月約定ノ場ヲ以三根助方故障申出差纏相成候義ニテ文十

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

丈助不行届廉有之依テ丈助ヘ売渡之義ハ破談元戻シ之上
今般更ニ至当ノ代錢ヲ以文十方三根助ヘ売渡從來住居人 TN
米藏ヘ為讓替尤丈助も差掛居所無之難渋可相成処幸ヒ右
家作ニ軒ニ相成居候ニ付代錢相当ノ割合ヲ以明家之分一軒丈助
ヘ讓渡住居為致可申旨篤ト理解申聞候処双方一同承服之上
【〇六〇B】

丈助ヘ売渡候義者破談元戻シ之上更ニ代錢千五百貫文ニテ
文十方三根助ヘ売渡其俵代錢割合ヲ以米藏丈助兩人ヘ為讓
替候積双方無申分示談行届済口證文連署差出シ吟味下
願出候ニ付伺之上聞届候事 (編開)

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治三(一八七〇)年

【〇六一A】【六〇】【川魚漁差纏一件】

壬申七月廿七日租税課上村行雄方附送ル

*₁ 出雲國秋鹿郡 □ □ □ □ 村農 SD 清右衛門外四拾九人方同村農
KT 紋助外貳拾六人ヘ相掛 □ □ □ □ 川魚漁差纏一件

(朱) 第六十番 奉 鶴岡 燈

四五六(一九〇)

訴答共取調候処□□川漁業之儀KT紋助始外貳拾六人ニテ無謂仕来故

SD清右衛門外四拾九人ノ方自然難洪相成一村内ニテ争論ヲ生シ候ニ付双方

證拠等取札候処税錢モ無之小人数ニテ漁業可致訳柄更ニ無之ニ付

素々□□村中ノ川ニ候得者村中一流ニテ漁業可致義勿論公平之儀ト再応説論及候処訴答共承服いたし□□村地中ノ川ニテ

漁場三ヶ所有之三付村民七十七軒ヲ三分シ一番二番三番ト廿五六人宛一ト組ニシテ漁場一ヶ所一ヶ年ツ、ノ交代ニテ村中一同相互ニ

利ヲ得ルヤウ実意營業可致積双方無申分示談行届候ニ付吟味下願出候依之済口證書取之願之通聞届候事

八月四日 相済 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇六二A〕【六一】〔正金質入受戻之儀ニ付差纏一件〕

壬申七月廿七日出訴

〔一〕[※] 出雲國島根郡松江末次□□町豊屋松太郎方同□□町

TMY嘉兵衛外壱人江相掛正金質入受戻之儀ニ付差纏一件

〔奉〕[※] 鶴岡 燈 第六十一番

訴答共取調候処質入後年数も相立受戻シ限月相過

双方等閑ニいたし置不都合之廉も有之間篤ト利解之上戸長平田甚助NG五郎兵衛へ取扱申付置候処今般

錢貳百貫文相手KZ佐助方差出し候積ニテ双方無申分示談行届候段届出候ニ付願之通聞届吟味いたし候事

十月四日 相済 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇六三A〕【六二】〔金談差纏一件〕

壬申七月廿七日出訴

〔一〕[※] 出雲國意宇郡松江白濁□□町商TD為藏方同□□町SBY忠藏へ掛金談差纏一件

〔奉〕[※] 鶴岡 燈 第六十二番

訴答共取調候処全ク質入之儀ニテ願人為藏義者質渡世罷在至当之代錢貸渡其後下嚴質物受返し方難致旨相手忠藏方申立右買入代金等取調候得共全ク質主不都合之義も無之仮令質屋ニテ損毛有之候由無抛次第質法及説諭候処承服いたし済口證書差出し已来異存無之段申出候二付聞届候事

九月廿七日 相済(船岡)

*₁ 朱書きの斜線あり

返金之手段無之ニ付依之願人忠助へ篤卜利解之上追テ時節ヲ見合セ当人方可受取趣申聞承服いたし候ニ付愛助へも能々返弁方申聞双方異存無之趣ニ付吟味下いたし候事

(奉) 十一月廿七日 相済

*₁ 朱書きの斜線あり

〔〇六五A〕【六三―2】⁽¹⁶⁾【貸金滞一件】

壬申七月廿八日出訴

*₁ 出雲國忝江住貫属士族TK左之衛方鳥取縣管内隱岐国⁽¹⁷⁾

□町UY武右衛門へ掛貸金滞一件

(奉) 第六十三番 奉 鶴岡 燈

(奉) 願書相添添書共願人江相渡米子鳥取縣出張所へ

罷出候様申付置候処其後仲済人立入是非示談

致度已来右一件ニ付御願ケ間敷義決而無之間御添書

返上願書御下被下度旨訴訟方TK左之衛方願出候二付

願之通聞届書類下渡候事

〔〇六四A〕【六三】【貸金滞一件】

*₁ 壬申七月廿八日出訴

二 出雲國意宇郡松江白湯□町商MY忠助方同國神門郡

□町YNTY愛助へ掛貸金滞一件

(奉) 第六十三番 奉 鶴岡 燈

取調候処右ハ愛助偽ヲ以借出候義ニテ右愛助人牢吟味中也

右者篤卜吟味いたし候処全ク相对借貸ニテ愛助義難洪者ニテ現今

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四五四 (一八八)

ハ資 料V

八月七日相済(鶴岡印)

*1 朱書きの斜線あり

〔〇六六A〕【六四】【金札売買議定差纏一件】

壬申八月三日出訴

*1 出雲國神門郡矢尾村副戸長飯塚喜左衛門方同國恣江

末次□町NGY林兵衛外五人江掛金札売買議定差

纏一件

〔第六十四番 奉 鶴岡 澄〕

右一件訴答共篤卜取調候処壬申五月中金札千八百五十兩

相手NGY林兵衛外五人方願人飯塚喜左衛門へ買議定いたし

内金都合百七十兩卜錢二百貫文相渡置候処其後壬申五月*

中再ヒ錢相場一定ノ御沙汰有之候ニ付彼是

差纏相成候義ニ而全体金銭売買ハ不相成候

規則且去ル辛未七月十四日*之相場ヲ以一定ノ

御沙汰有之後下々ニテ私ニ高下ノ取引いたし候ニ付

〔〇六六B〕

未相済候て濱田縣方同済之通双方

修道法学 四二卷 二号

四五三(二八七)

共夫々処置可及候へ共出訴前既ニ
入金元戻し取引相済候儀ニ付右ハ取揚
裁判ニ難及段申問以來出訴いたす
間敷旨証書差出し候ニ付吟味下聞届候事

明治六年二月廿七日 済

*1 朱書きの斜線あり

*2 明治五(壬申)年

*3 明治四(一八七二)年

〔〇六七A〕【六五】【酒売事差纏一件】

壬申八月二日出訴

*1 出雲國能義郡□村FD字右衛門方同國意宇都松江

□町ATY源市外貳人江相掛酒売事差纏一件

〔第六十五番 奉 鶴岡 澄〕

訴答共取調候処FD字右衛門不行届ニテ元方売事破談不相成
内ニ仲間へ破談之挨拶杯申聞候儀も有之旁不都合ニ付最早ノ
約定通取引可致旨及利解置候処酒百石字右衛門引受候

而者差支候義も有之ニ付五拾石引受都テ約定通受取渡致
双方無申分示談行届候ニ付吟味下之義願出依之濟口證書
連暑取之願之通聞届候事

八月十二日 相濟 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

答有之其段願人H U為右衛門も届出候ニ付聞届置候事

八月廿五日 相濟 (鶴岡印)

※ 朱書きの斜線あり

〔〇六九A〕【六七】【売事差纏一件】

※ 壬申八月七日出訴

鳥取縣管内伯耆國日野郡□□村農S D周藏方雲州

能義郡□□村農S D重左衛門へ掛売事差纏一件

〔第六十七番 奉 鶴岡 瞪〕

〔〇六八A〕【六六】【売掛金滞裁許後約定違変ニ付再訴一件】
※ 壬申八月五日出訴

出雲國意宇郡委江白湯□町H U為右衛門方濱田縣下
石州□□港商N O専次郎へ掛売掛金滞裁許濟之処
約定違変ニ付再訴一件

〔第六十六番 奉 鶴岡 瞪〕

〔朱〕通取札候処当申七月皆金四百五拾兩可受取答約定
相成候段濱田縣方先般申越候義も有之ニ付願書并
添書共相渡願人差添人共差出候事

〔朱〕八月廿四日皆金受取事濟相成候趣濱田縣大森出張所方報

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

八月十五日 相濟 (鶴岡印)

四五二(二八六)

* 朱書きの斜線あり

〔〇七〇A〕【六八】【貸金滞一件】

壬申八月九日出訴

一 出雲國意宇郡委江□□町貫属卒MB茂七方同国神

門郡□□町YNTY愛助へ掛貸金滞一件

〔第六十八番 奉 鶴岡 澄〕

一ト通取糺候処相手愛助欺偽ニテ借出シ候趣右愛助外不埒之儀も有之入牢申付吟味中ニ候事

右一件篤ト取調候処全ク相对貸金ニ候得共現今愛助返弁之手段無之ニ付其段申聞候処追テ時節ヲ見合当人方取立度候間吟味下いたし呉候様願人方申出候ニ付吟味下いたし候事

十一月廿五日 相済

* 朱書きの斜線あり

〔〇七一A〕【六九】【田地売買差纏一件】

壬申八月十二日出訴

一 出雲國島根郡□□村農AD兵右工門方同国能

義郡□□村庄藏外屯人江掛田地売買差纏一件

〔第六十九番 奉 鶴岡 澄〕

訴答共取調候処地所売買ニ付村役人始下作人共へ一心ノ断も不致讓受候段双方不行届不都合之廉有之間双方へ一ト通利解之示談申付置候事

〔〇七二A〕【七〇】【質物差纏一件】

壬申八月十三日出訴

一 出雲國意宇郡□□村FS長藏方同郡□□村農

藤左衛門へ掛質物差纏一件

〔第七十番 奉 鶴岡 澄〕

訴答共一ト通取調候処右ハ全ク神門郡□□町YNTY愛助偽ヲ以横取いたし候義ニテ右愛助人牢吟味中ニ有之候事

右者全ク愛助偽ヲ以品物借受其後無斷預品売払全ク
銜ニ付貸主損分相成候旨願人てふへ申聞候事

十一月廿五日 濟

※ 朱書きの斜線あり

〔〇七三A〕【七二】【社木伐採之由ニ付訴一件】

壬申八月十九日出訴

〔二〕[※] 出雲國大原郡□□村祠掌OG登喜之助社

木伐採之由氏子一同方訴出一件

〔第七十一番 奉 鶴岡 證〕

双方一ト通取調候処相對示談いたし度旨申出候ニ付聞届置候事

取調候処原告ヨリハ村社宇佐八幡社内之伐木いたし候段

申立被告ヨリハ社地ニハ無之地統自分持山林ニテ伐木いたし

候段申立差纏相成候義之処畢竟原被從來不和ヨリ生シ

候一件ニ付相互ニ実意ヲ以和熟可致旨一応及理解

候内双方ヨリ猶予申出居今般示談行届原被右

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』（第一号）について

〔〇七三B〕

一件ニ付異存無之旨ニテ濟口証書差出ス

※ 朱書きの斜線あり

〔〇七四A〕【七二】【元番所之儀ニ付差纏一件】

壬申八月廿三日出訴

〔一〕[※] 出雲國第四大區小八區島根郡□□島IG新

藏者同村百姓一同ト元番所之儀ニ付差纏一件

〔第七十二番 奉 鶴岡 證〕

右一件訴答共篤ト取調候処右番所之儀ハ百余年前

□□村方所替ニ相成依テ百姓共方番所へ地所

附置貢納高掛等年々島中高割ヲ以差出し

居候故百姓持ニ相違無之依之番所御廢止ニ

相成候上者島中百姓共へ地所可差返尤組

番人IG新藏差懸居所無之ニ付此姓

〔〇七四B〕

右家作地不用ニ候て入札ヲ以右掛人へ

御払下ニ可相成然ル上ハ敷地至当代佃

四五〇（二八四）

ヲ以島百姓共方 I G 新藏へ買請
之儀相對示談ヲ以取計候極利解ニ
及ヒ双方無申分示談行届伺之上吟味下聞届
候事

明治六年二月廿八日

※₁ 朱書きの斜線あり

〔〇七五 A〕【七三】【貸金滞一件】

壬申八月廿三日出訴

〔一〕[※] 出雲國第一大区小七區意宇郡奈江□□商 Y S 武

三郎方柏壽縣管内越後国刈羽郡□□町商 S T

忠藏へ掛貸金滞一件

〔第七十三番 奉 鶴岡 瞪〕

〔一〕^{〔朱〕}ト通取札候処證書も有之事実相違無之様

相見得候ニ付願書并添書共相渡願人差添人共

柏崎縣へ差出候事

八月廿五日

右柏崎縣へ差出候処元金三百七拾四円余受取残利金六十
八円余ハ来明治七年より十ヶ年賦ニ受取候積示談行届候段
同縣方報答願人武三郎持参当取調候得共不能若しも
〔〇七五 B〕
無之ニ付此段上聞へ及御沙汰兼候事

明治六年五月三日 濟

※₂ 朱書きの斜線あり

〔〇七六 A〕【七四】【魚問屋株差纏一件】

壬申十月五日出訴

〔一〕[※] 出雲國意宇郡□□町商 A Z Z 九郎右衛門方同町

商 S M 久平へ掛魚問屋株差纏一件

〔第七十四番 奉〕

訴答共篤ト取調候処壬申申中 S M 久平ヨリ魚問屋株願出

候へ共御差留相成其後九郎右衛門方彼是差留候義モ有之

二付差纏相成居候へ共諸問屋株之義ハ不遠一般之仮

規則仮沙汰可相成ニ付夫迄之処従前之通九郎右衛門方

ニテ通例之口錢請取相互ニ実意ヲ以取引可致旨理

〔解二及候処一同承伏之上一般之仮規則仮沙汰
相成候ニ就而者双方共聊無申分無^キ之是迄ノ通実
意ヲ以家業相嘗候積双方示談行届口證書
連署差出し吟味下伺出候ニ付伺之上聞届候事

〔〇七七六B〕

明治六年二月十二日 済

^キ 朱書きの斜線あり

^キ 「依」の誤記か

〔〇七七七A〕【七五】〔田地買議定差纏一件〕

^キ 辛未九月出訴元忝江縣方引続

〔一〕

出雲國意宇郡松江□□町NEY善市外貳人方

同国出雲郡□□村農理右衛門へ掛田地買議定差

纏一件

〔第七十五番

奉

鶴岡 燈

〔鶴岡印〕

訴答共篤卜取札候処約定證書有之若売主方破談
いたし候節ハ為内金受取候錢倍戻シ買主方破談之節者
内金損耗之積確證有之ニ付篤卜及利解候処受取置

明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』（第一号）について

候錢式千三百貫有之間倍錢四千六百貫文当申

七月三日限相手理右衛門方返済之積双方無申分

示談行届已来右一件ニ付異存決而無之間吟味下

願出依之済口證書連署取之願之通聞届吟味下

いたし候事

申六月廿七日 相済

〔鶴岡印〕

^キ 朱書きの斜線あり

〔〇七八A〕【七六】〔借家売事差纏一件〕

^キ 壬申十月出訴

〔一〕

出雲國島根郡松江□□町商KM傳七ヨリ

同町KM万太郎外五人江掛借家売事差纏

一件

〔第七十六番

奉

鶴岡 燈

取調ノ上訴答共篤卜理解および候処一同承伏ノ上来西
正月申迄ニ借家人茂藏も当外老人方家作明渡候旨
示談行届吟味下願出候ニ付聞届置候事

十月廿日 相済

四四八（二八二）

訴答連印済口證書取置候事 (船岡印)

*₁ 朱書きの斜線あり

十七日限残金同四月中皆済可致積双方無申分
示談行届候趣ヲ以済口證書連暑差出シ願下差出し
候ニ付伺済之上聞届候事 (船岡印)

*₁ 朱書きの斜線あり

*₂ 明治三(一八七〇)年

〔〇七九A〕〔七七〕【酒造株差纏一件】

壬申十月八日出訴

*₁ 出雲國大原郡□□町商F M泰四郎方同國島根郡

□□村S Y間助へ掛酒造株差纏一件

(本) 第七十七番 奉 鶴岡 (船岡印)

右訴訟篤ト取調候処去ル庚午年*₂方相手間助方へ酒

造株借受何様新規之儀被 仰出候共聊異変無

之貸質可払出旨確證有之候得共酒株之儀ハ一般

御改正之儀ニ付證書通ニも致兼尤五ヶ年分貸質可

受取積故諸道具讓渡候廉も有之且当申年迄株

返済之掛合も不致等閑置不行届廉も有之依テ残

三ヶ年分貸質ヲ中折シ一年半分相手間助方出銭可

致旨厚ク理解申聞候処双方共承服いたし一年半分

貸質錢千九拾五貫文之内半金者来明治六年一月

〔〇七九B〕

〔〇八〇A〕〔七八〕【山林境争論一件】

壬申十月十二日出訴

*₁ 出雲國大原郡□□村農M M弥左衛門方同村農K K助

市後家まツへ掛山林境争論一件

(本) 第七十八番 奉 鶴岡 燈 (船岡印)

右ハ訴答共篤ト取調候処先年まツ夫禎四郎時代同人

并弥左衛門立会之上境木立置有之願人弥左衛門申出

尤ニ付従前之通境木方中央大岩見通し北へ真直ク二境

界ヲ立可申旨理解申聞候処双方承服之上済口證書連

暑差出シ吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事

壬申十一月十九日 相済 (船岡印)

*1 朱書きの斜線あり

〔〇八一A〕【七八一2】⁽¹⁸⁾【田地売買差纏一件】

壬申十月十七日出訴

〔*1〕 出雲國出雲郡□□村農IB豊一右衛門方同國大

原郡□□村農FO繁市へ掛田地売買差纏一件

〔第七十八番 奉 鶴岡 燈〕^(鶴岡 印)

右一件訴答共篤ト取調候処出雲郡□□村ニテ新田四町五反歩
代錢八万貫文ニテ去ル辛未八月中売事議定いたし候得共買主豊
市^(印)右衛門見込違ニテ金子難出来追々田地価下落相成候ニ付代金
滞方差纏相成候得共入金三万八千貫文余相渡殘金約定通受取度
段売主五藏方申立候得共買主豊市右衛門迷惑申立尤事情憫
然之儀ニも有之依テ地所ハ中分シ式町式反五畝歩代錢四万貫文
ニテ豊市右衛門へ引受殘半分者相当破談金ヲ差出シ作徳米之儀者
辛未壬申半分ツ、可受取尤入錢四万貫文ニ未滿之分ハ一ヶ年売
割五分ノ

〔〇八一B〕

利足ヲ加豊市右衛門方払出可申段厚ク及理解候処訴答一同承服
之上

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

一割入錢四千貫文破談金差出候積尤田地代錢割合ヲ以地所ヲ減
シ可受取

段双方無申分示談行届洛口證書連署差出候吟味下願出候ニ付伺
之上

聞届候事^(鶴岡 印)

明治六年一月十七日 済^(鶴岡 印)

*1 朱書きの斜線あり

〔〇八一A〕【七九】⁽¹⁹⁾【為替金差纏一件】

壬申十月廿日小田縣ヨリ郵便ニテ願書廻ル

〔*1〕 小田縣管下備中國賀陽郡□□村T茂平

ヨリ雲州仁多郡□□村NMY傳四郎外貳人江掛

〔*1〕 為替金差纏一件

〔他縣〕^(朱)

〔第七十九番 奉 鶴岡 燈〕^(鶴岡 印)

右一件双方相手一同篤ト取調候処右ハNM傳四郎方願人
T茂平方へ約定通荷物積出シ候得共彼是為替金違約
且前ニ取引の方へ引取候故延引相成居趣申立候ニ付他人

四四六(二八〇)

江可差返荷物前ニ取引之方へ可引止メ筋無之ニ付
N助十^本私積為替金九拾壹兩借用之分傳四郎理助
兩人^本至当加利足返金之上荷物取戻シ初發約定通
T茂平方へ濟方可致段厚ク及理解候処一同承服之上

〔〇八一B〕

I N Y助十^本借用之金九拾壹兩傳四郎理助
兩人^本早々返金荷物取戻し荒芋T茂平方へ
相渡濟方可致積双方無申分示談行届候段一同連
印濟口證書差出候ニ付伺之上間届其段小田縣へ返報
濟口證相添差出候事

〔一月廿日 濟〕^(朱) ^(蘭)

キ 朱書きの斜線あり

〔〇八三A〕 〔八〇〕 【家督(相続) 差纏一件】

壬申十月廿日出訴

一 出雲國神門郡□□町T S岩次郎外

貳人ヨリ同町T S佐五左衛門江掛家督差纏

一件

〔第八十番 奉 鶴岡 燈〕^(本)

連累多人數難決処ニ付郷席之節取調呉候様
双方方願出候ニ付聞届置候事

当御管下出雲國神門郡□□町商T S岩^(本)二郎ヨリ同町T S佐五
左工門へ

掛り家督相続差纏一件去壬申十月中御訴訟申上双方共篤卜御取
調被

成下候処先年T S三樹病死後相続人無之故三樹伯父N Y房右工門

〔〇八三B〕

取扱ヲ以佐五左衛門ヲ婿養子ニ貫請然ル処靜衛実子三樹義弟岩
二郎相続可致順令之処無其儀N Y房右衛門一存ヲ以諸親類へ
相談モ不致佐五左衛門ヲ相続為致候故親類并岩次郎ヨリ故障
申出佐五左衛門ヲ離縁血統ノ岩次郎へ相続為致度段申出佐五左
衛門義ハ

房右工門扱ヲ以家名相続イタシ居岩次郎義ハ三樹存生中分家為
致候者

ニテ讓渡之地処等モ売払置只今ニ至リ本家へ帰り相続可為致筋
無之尤差掛り居処モ無之岩次郎ニ付右家一軒買求仕向可遣段申
出彼是差纏之処
右房右工門一存ニテ取斗候ニモセヨ後見人ノ取斗ナレハ

今更故障可申筋無之有之候ハ、存生中

掛合可致之処年數ヲ経テ兎角申(ス)ハ不條理ニ付佐五左衛門

相続可致乍去佐五左衛門モ

追々難渋ニ至リ此上ハ邸宅売払候外無之事故相当之代金ヲ以岩次郎へ売渡シ家

名相続可為致尤兼而岩二郎へ可仕向遣見込之右家価百四十貫并禮場売

払残錢三百五十貫文ハ邸宅料之内ニテ差引可致段御理解之趣奉畏候依之

屋敷ハ更ニ相当ノ価ヲ以讓受ル及四百九十貫文差引致(以下、判読困難)[※]

[※] 綴込みが深く判読困難

〔〇八四A〕【八一】【貸金滞一件】

壬申十一月五日出訴

〔一〕濱田縣管内岩見國邑智郡□□□□村農MK吉十郎方

当縣管下出雲國意宇郡□□村NT佐十へ掛貸金滞一件

〔第八十一番 奉 鶴岡 瞪〕^(朱) ^(鶴岡) 印

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

〔濱田縣添書ヲ以願出候ニ付双方篤ト取調候処相手佐十^(朱)

義去ル二十二年前戌年[※]諸借財ノ為家財不殘

被引揚無捩諸国巡拜老者病氣ニ付漸当壬申

七月[※]中[※]立歸リ甥ノ□□村NT柳藏方へ附籍相成候程ノ難渋ものニテ所持品等等も無之且二十二年前

ノ貸金ニテ今更返弁申付方無之其段願人MK吉十郎代MK亀三郎へ申聞承服いたし候ニ付何ノ上

向後異存無之段一札取之委細濱田縣へ申遣候事壬申十一月廿四日相済^(鶴岡) 印

[※] 朱書きの斜線あり

[※] 嘉永三(庚戌、一八五〇)年

[※] 明治五(一八七二)年

〔〇八五A〕【八二】【関普請木伐採之儀ニ付争論一件】

壬申三月出訴之趣ヲ以旧廣瀬縣方附送之分

〔一〕出雲國能義郡□□村農KG房造外三人方同国

同郡□□村農FW祐三郎へ掛関普請木伐採之儀ニ付争論一件

〔第八十二番 奉 鶴岡 權少属〕^(朱) ^(鶴岡) 印

四四四(二七八)

〔壬申十一月八日相濟〕^(朱)

右一件訴答共篤卜取調候処爭論ノ山林ハ全ク相手祐三郎所持地ニ候得共山谷ノ間至テ難所故往古方右山林ニテ伐来ニも相違

無之乍去願入房造外三人方ニ伐来可致との證拠書も無之石

関方用水引受候田地相手祐三郎所持ノ分モ有之依テ関普請用山林丈今般両村役人立会之上境相立相当佃ヲ以相手祐三郎方願入KG房造外三人へ売渡向後関山者何置候て双方

條理も立弁利可相成旨厚ク理解申聞候処訴答一同承服ノ上

聊申分無之旨ヲ以濟口證書差出吟味下願出候ニ付何之上聞

届候事 ^(印)

* 朱書きの斜線あり

〔〇八六A〕【八三】【貸金滞一件】

壬申十一月廿三日出訴

〔一〕出雲國島根郡松江□□町商Y M唯七方同國意字郡

□□村商Y M Y藤市へ掛貸金滞一件

〔朱〕
「第八十三番」

右訴答共取調候処去ル辛未九月中酒造株百五十石

価銀六千五百貫文ニテ売渡シ内銀六百五十貫文相渡シ

殘金十一月中可払出趣ヲ以買受酒株書入更ニ

借用証書相分置候処其後分石酒造

株一般被廢止候故彼是差纏相成候義ニテ

右者一旦売渡シ更ニ借用錢之儀故相

手藤市方ニ而損分可致尤酒株何当出入いたし

置候儀故酒造鑑札冥加金十兩可相渡旨

〔〇八六B〕

及理解候処一同承知之上当三月中ニ

金十兩相手Y M藤市方願入Y M唯七へ

可有間損双方無申分示談行届

濟口証書連暑差出候吟味下

願出候ニ付何之上聞届候事

明治六年三月九日 濟

* 朱書きの斜線あり

〔〇八七A〕【八四】【貸金滞一件】

壬申十一月廿八日出訴

〔一〕出雲國出雲郡□□村農S D愛藏方同國神門

郡□□□□村OM勇四郎へ掛貸金滞一件

二月十二日 済

〔第八十四号 奉 鶴岡 澄〕^(朱) ^(鶴岡) 印

[†] 朱書きの斜線あり
^{*2} 西曆一八六六年

右訴答共取調候処去ル慶応二年十二月^{*2}中

二口ニテ都合錢七千貳百貫文OM勇四郎へ借受

証書差入置候へ共父覚三郎方ノ身持不宜ヨリ

勘当ヲ受現今他へ奉公いたし居候程之儀

故調金之手段無之家業取附候ツ、追而

返済可致趣申立彼是差纏相成候儀之処

奉公中トハ年申親類中へモ不談いつ連ニ就

取斗方モ可有者尤

〔〇八七B〕

勇四郎ハ二男受人割元モ不改貸金不

行届之廉モ有之候間精々

勘弁済口示談可致旨理解及候処

一月承知之上親類中^方錢七百五十貫文

調達其余ハ当人勇四郎家業取

附次第追々済方可致様双方

無申分示談行届済口証書連署

差出候吟味下願出候ニ付伺之上聞

届候事

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四四二(一七六)

〔〇八八A〕【八五】【小間物座株貸賃滞差纏一件】

壬申十一月十四日出訴

[†] 出雲國島根郡□□SY久兵衛方同國神門郡□

□町FY貞藏へ掛小間物座株貸賃滞差

纏一件

〔第八十五号 奉 鶴岡 権少属〕^(朱)

右訴答共篤卜取調候処去辛未九月^方九三ヶ年之間

小物座株願人久兵衛^方借受一ヶ年賃錢五百貫文ツ、

可払出積約定證書有之候得共諸座株一般御

改正ニ付借主^方株主へ元戻致シ度申出候得共株

主ニテ彼是故障可申立筋無之依テ株ハ元戻

之上当申年貸賃之義者二月中幸便ヲ以貞藏

方一応相改候迄ニテ双方等閑いたし置候ニ付半年

分貳百五十拾貫文相手貞藏^方差出可申旨理解

〔〇八八B〕

申聞候処一同承服之上即内錢貳百五十貫文
相手貞藏方願人久兵衛へ相渡双方無申分示談
行届濟口證書連暑差出候吟味下願出候二付
伺濟之上聞届候事

朱書きの斜線あり

十一月廿九日 相濟 (鶴岡)

〔〇九〇A〕 〔八七〕 繼母養育米家督差纏一件

壬申六月中箱訴之事

出雲國神門郡□□村MH彦兵衛方同村KD曾

祢十へ掛繼母養育米家督差纏一件

朱書きの斜線あり

〔〇八九A〕 〔八六〕 貸金滞一件

一 壬申十一月廿五日出訴

一 貫属土族TM滋方神門郡□□町NI敬藏へ掛
貸金滞一件

〔第八十六号〕 奉 鶴岡 證 (鶴岡)

右訴答共取調候処相手敬藏義者外悪事も有之
素方困窮ものニテ返弁之道難相立吟味之上悪事
ハ至当処刑申付候得共貸金之儀現今致方無之

十一月廿九日 相濟

依テ其段願人TM滋へ申聞承知ニ付追テ時節ヲ見合

朱書きの斜線あり

可受取段教諭之上受書取之伺濟相成候事

右一件訴答共取調候処先年旧松江縣方裁判相成当金
ニ付年々米四俵貳斗ツ、養子曾祢十方差出居ルニ付聊も
苦情可申立謂レ無之段及利解候処承服之上已來
相互ニ実意ヲ尽シ可申段示談行届吟味下願出候二付
伺之上聞届候事

〔〇九一A〕【八八】【葉藍代金滞差纏一件】

一 明治五年十一月五日出訴

〔一〕^{*} 出雲国意字郡□□村M J善十方同郡□□

村K H金左衛門へ掛葉藍代金滞差纏一件

〔第八十八号〕^(本) 奉 鶴岡 澄

右一件訴答共壬申十一月中取調候処相手金左衛門

義者申九月逃亡跡老幼婦人等斗(はか)ニテ所持品等

更ニ無之就而者現今返済方法難相立故追テ

本人モ見当り候上ハ時節ヲ見合セ可請取旨

及理解候処承知之上聊異存無之本人

〔〇九一B〕

金左衛門立帰り候て時節ヲ待請取候様

可仕旨証書一札差出候ニ付伺済之上

取斗済相成候事

明治六年

二月五日 済

^{*} 朱書きの斜線あり

明治五年申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

〔〇九二A〕【八九】【家督差纏一件】

壬申十一月廿九日(出) 訴

〔一〕^{*} 出雲国神門郡□□村O T朝一左衛門方同村新次郎へ

掛家督差纏一件

〔第八十九号〕^(本) 奉 鶴岡 権少属

右一件訴答共篤卜取調候処右ハ出雲国神門郡□□村ニテ

O T朝市郎左衛門方同国同郡□□村 農 T T五郎衛門へ掛

家督差纏一件ニ而辰次郎存命中五左衛門養子与

相成年数二十余年モ相立家督讓請居願人朝一郎

左衛門義者濱村附籍相成居候へハ願之趣御取揚

難相成旨及理解候処承服いたし然上ハ右一件ニ付

以乘御願ケ間敷義一切無御座旨証書一札差出し候ニ付

〔〇九二B〕

伺之上取斗済ニ相成候事

明治六年一月廿八日 済

^{*} 朱書きの斜線あり

〔〇九三A〕【九〇】【田畑差纏一件】

四四〇(二七四)

明治六年^{※1}壬申十一月出訴

〔^{※2}出雲國島根郡□□□M K勘藏方島

取縣下伯耆國會見郡□□□村清

平へ掛田畑差違一件〕

〔[※]第九十号〕 奉 山川 安國

〔[※]右一件一応取調之上添翰ヲ以訴訟人M K

勘藏島取縣へ差向候処同縣ニ而取調中

下濟相對示談行届吟味下願出聞届

〔〇九三B〕

候旨ニテ同縣添翰差出し候ニ付伺之上

聞届候事〕

明治六年四月廿日

^{※1} 壬申の年は二月三日が太陽曆明治六年一月一日

^{※2} 朱書きの斜線あり

【本文読下し了】

三注の部

(一)

(1)今回は、松江地方裁判所の所蔵にかかる『訴訟事件銘細録 第一号』を紹介する。同地方裁判所には、明治五年の簿冊が一冊、明治六年の簿冊が三冊(第二号ノ一、二及び三止)、明治七年の簿冊が一冊(第七号)所蔵されている。因みに、明治七年の簿冊は、一月の出訴の分のみ収載されているので、それに続く簿冊の行方は分からない。

(2)本簿冊には、明治五年中に出訴の第九十号までの事件記録が編綴されている(同じ番号が付されているものが三件あるので、全部で九三件になる)。

(3)本簿冊の表紙の大きさは現在のA五版とB五版の中間、厚さは一・〇cmである。編綴・製本の際の截断により、または折込みにより、縦(天地)の寸法には〇・五cm乃至二または二・五cm程度のズレがあるので、右の寸法は、一応の目安にすればよいと思われる。(イ)表紙はかなり傷んでいるが、真ん中に「訴訟事件銘細録」の標題が墨書きされている他、右肩に「十七番 明治五壬申年」(但し、墨の色と文字の大きさが違うので、別々に記されたものと思われる)、その右下に「永久保存」の朱のスタンプが押されている。表紙の左下部には「聴訟課」と、その上部に「第一号」の附箋が貼られている。いずれも墨書きである。「十七番」は、

一群の簿冊の整理番号と思われる。編綴を複数回繰り返したのではないかという推測もある（末尾の写真を参照されたい）。

(4) (ア)本簿冊の中味は、白地の半紙が用いられた袋綴じになっている。虫喰いや水濡れなどの損傷がなく、保存状態は非常に良好である。和紙が極めて優れた記録媒体であることがわかる。

(イ)用紙が白地の半紙なので、行数、一行の文字数の制約（訴答文例」第六條第四（明治六年太政官布告第二四七号）参照）にも未だ縛られることもなく、記述の行数に繁閑があり、文字の大きさもまちまちである。整理の便宜上、各丁に番号と記号を振った（例、〇〇一AまたはB）。

(ウ)一つの事件が始めの半丁A（表）で始まり、その半丁だけで終わるものが多い。次の半丁B（裏）に記述がなく白地であることが明らかなき、煩を避けその丁数の記載を省略した。

(5)本稿において、先ず、□を用いて丁数を記し、続いて■を用いて本文から抜き出して事件番号と事件名を記した。なお、簿冊中の事件番号の順番に誤りがあると思われる三件につき、標題の個所の番号を枝番号によって示した【八】と【八の2】、【六三】と【六三の二】、【七八】と【七八の2】。

(6)冒頭に、「出訴の年月日」が書かれている。ただ、年号は干支（または十二支のみ）で示されているものが殆どである。当時の人々にとって干支による年号の捉えの方が一般的であったであろうことを窺い知ることが出来そうである。なお、明治六年版で

明治五年申年『訴訟事件銘細録』（第一号）について

は、明治の年号が多く使われている。西暦の年号を注記した。

(7) (ア)鳥根県は、明治四年の廢藩置県後の旧藩時代の松江藩、廣瀬藩、母里藩が、それぞれほぼ同地域で、松江縣、廣瀬縣、母里縣になり（七月一四日）、間もなく、鳥根県となり（十一月五日）、一方、旧津和野藩と濱田藩（濱田縣）が浜田県となり（明治四年十一月五日）、明治九年に鳥根県と浜田県が合体して鳥根県となり（八月二日）、同時に鳥取県を併合し、後、別れて再び鳥根県と鳥取県になる）、現在に至っている（勝田政治『廢藩置県』講談社選書メチエ一八八号二四四頁「府藩県対照表」による）。

(イ)本簿冊中に出てくる事件は、現在の鳥根県の東半分、即ち、宍道湖を中心とした周辺の秋鹿郡、松江郡、能義郡、大原郡、神門郡、飯石郡、楯縫郡、出雲郡など出雲地方のそれであり、他に若干の事件が隣の鳥取県米子地方に関わっていることが分かる（末尾の地図を参照。「鳥根県史」の表紙裏にある同県の地図の複写を使用した）。

(ウ)本簿冊には、旧松江縣、旧廣瀬縣および旧母里縣よりの引継ぎを受けた旨を記した事件が三二件ある。明治五年は廢藩置県の事務処理の進行中であつたことが窺われる。

(8)次に、(ア)一つ書きで当事者（願人・相手方、原告・被告など）の住所、身分、氏名が記され、次いで事件名が記されている。ほとんどの事件は「……差違一件」として記され、少数の「……二付争論」などが見受けられる。

四三八（一七二）

(イ)個人情報保護の立場から、当事者や関係人の住所の一部を伏せ字にし(例、□□□□)、氏名のうち氏は大文字のアルファベットに替えた。裁判官や代言人、戸長など公の立場にある人物については、住所、氏名をそのまま記した。代人は当事者本人と同様に扱い、氏は大文字のアルファベットに替えた。

(ウ)次いで、事件番号、担当裁判官名が「第○○番(号) 奉 □□□□」と朱書きされている。事件番号は「一」〜「八三」事件までは「第○番」、【八四】事件以下は「第○号」が用いられている。(9)表記法について(1)。(ア)判決理由に該る、事件についての判断が記されている。何も記述がないものもかなり見受けられる。

(イ)本文の文章は漢字片仮名交じりの候文である。平仮名も時折混じっている。当て字もある。原文には句読点がなく文字が続いているが、その表記にできるだけ近い形で読み下しをつけた。なお、旧漢字は常用漢字に改めた。氏名表記にズレがあるとき、表題部と異なる方に(ママ)と注記した。

(ウ)表題部の部分には朱書きの斜線が引かれている事件が多い。終結したことを示す、いわばチェック記号かと推測している。その斜線があることを注に示した。

(10)表記法について(2)。(ア)本文の冒頭部と文末は定型的な表現が用いられているものが多い。冒頭部では、殆どが「(右) 訴答共 篤ト(一ト通) 取調(札)之上及利(理) 解候処」と記され、「訴答共取調候処」の部分共通している。「篤ト」が「一ト通」、「取

調」が「取札」、「利解」が「理解」等、表現に若干の違いが認められる。

(イ)文末の文章も、例えば金銭の仕払いを求める訴訟において、弁済についての合意内容の記述に続いて、「双方無申分示談行届(候二付) 済口証(證) 書連署(暑) 取之差出し吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞(聴) 届候事」「聊異存無之段訴答連印済口證書差出吟味下願出候ニ付聞届候事」などについても、「示談行届(候二付)」に続いて「済口……」とか、「双方無申分」と「聊異存無之段」、「済口証(證) 書連署(暑) 取之」と「訴答連印済口證書差出」、また、「吟味下(ケ) 願出候ニ付」「聞(聴) 届候事」は表現が同じで、「伺之上」の有無に違いがある程度の定型的な文章で締めくくられ、現在でいう訴の取下げまたは訴訟上の和解によって事件終結の扱いがなされていたことが解る。もともと、上記のような定型的な表現は、明治六年および七年の『訴訟事件銘細録』においては、多少異なってきた。

(ウ)他県の当事者を相手取った訴訟については、管轄の違いを示すためか、本文は朱書きで書かれ、相手方(被告)の住所地を管轄するその他県へいわゆる移送を命じたり、その地を管轄する裁判所へ訴状を提出すべしとして、却下の扱いをしているようである。その結果の報告があった場合、追記がなされている。

(エ)本文の末尾に、年月日に次いで「相済」または単に「済」とあるのは、「二件落着」の意味で用いていると思われる。

(イ)記録の冒頭部に、上述のように、当事者の住所、身分および氏名ならびに事件名が書かれているが、それらの中に、朱書きの斜線またはバツ印が引かれているもののがかなり見受けられる。注にそれを記したが、当該事件が落着いたという印かと思われる。

これまで紹介を試みてきた『事件簿』や『裁判言渡書』の中に、大きく朱書きのバツ印が書かれているものを見かけたことがあったが、それと同様のいわば符号と想ったからである。

(II)その他 (ア)本文中に出てくる印鑑や年号等を注において示した。事件ごとに半角のアスタリスク(*)の下の数字はその注の番号を示している。注記は各事件の末尾に置いた。

(イ)一つの事件の末行と次の事件との間には、二行の空きをおいた。

(ウ)当事者の表記について、「原告」「被告(例、【四〇】【七二】)」の表記が用いられているものが若干見受けられるが、「願人・相手(方)」(例、【五六】)が最も多いように思われる。ほかに少数の「訴訟人」(原告側)、「訴答」(例、【二】【六〇】)の語が原告・被告の意味で用いられている。この時期はまだ当事者の用語にブレが見受けられるようである。

(エ)年号について。「辛未」又は単に「未」は、明治四年辛未西暦一八七一年を指し、「壬申」又は「申」は、明治五年壬申西暦一八七二年を指すと考えられるが、初出の個所にのみ注で示すようにした。年号は当時、干支で示すことが一般的であったことが窺わ

れる。本簿冊においては、明治による年号の表記は稀であり、西暦は一切用いられていない(冒頭の行に出訴の年月日が記されているが、本簿冊において明治の元号による記述は【八八】事件が初出で、それまでは全て干支の年号が記されている)。現代のわれわれにとっては、むしろ西暦の方が理解しやすいと思われるので、本文中、干支で示されている場合は、「明治△(一八〇〇)年」とし、十二支のみで示されている場合は、「西暦一八〇〇年」として、注に示すようにした。

(オ)「連署」又は「連署」と書かれているのはそのまま写し、最初の「連署」にのみ「(ママ)」と注意書きのルビをつけた。

(カ)漢字の略字は本字で表し(例、「雖(ト)モ」)、複合文字は(例、「トモ」)は通常の表記で記した。「以多し」は、「いたし」と表記することにした。「候得共」「候へ共」は本文の記述に倣い、そのまま記した。掛、係、懸は本文の通りに記した。

(キ)なお、人名、特に女性の名前には変体カナを使っているものがあるが、使っているワープロで作字をしていないので、元の漢字を当てた。

(ク)「四 目次表」について。最上欄の「番号」は編集の便宜上つけたものの、次の「年度・番号」欄は、簿冊に記載されている年度と事件番号である。「終局」の日付は、その事件の確定した日と一致するかは判然としないが、事件について確定的に決着がついた日付を示す他の証拠がないので、一応、「終局」の日付として示す

ことにした。

(一)

(1) 袋綴じ白地半紙に墨書き

(2) 文書の差出人が複数で、文書の署判が複数の場合をいい(連判)、連署ともいう。原則としてはあて名書に近いものが上位者であるが、多人数の場合は、二列・三列に連署することがある。連判者の順位を籤によって決めた孔子(くじ)次第としたり、首謀者を隠すため圏状式に連署し、これを傘(からかさ)連判とか円(つぶら)連判とかいった(高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典 第二版』角川書店)。

(古くレンジョとも)同一の書面に二人以上が並べて署名し、花押を書くなどすること。また、その署名や花押。連印。連判状(『広辞苑』第七版)。

(3) 搾滓・メ粕。豆粕や魚油を搾った残滓などをいい、肥料・飼料、

また醸造原料などに用いる(『広辞苑』第六版(二〇〇八年))。

(4) 前年(辛未)またはそれ以前の年号の誤表記ではないかと思われる。

(5) 【第八番】の事件が二つ綴られている。番号の付け間違いと思われる。ここでは枝番号を付けて【八の二】としておいた。

(6) 箱訴は、江戸時代、八代將軍徳川吉宗が庶民の直訴を受けるために一七二一(享保六)年設けた制度。評定所門前に目安箱を置き、

訴状を投入させた。高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典』第二版(昭和四九(一九七四)年、角川書店)

(7) 明治三年は庚午西暦一八七〇年。「己巳」の己年は明治二(一八六九)年に該る。

(8) 但書は朱書きで記されているが、その後半部分は脚注に示した文章が墨書きで上書きするような位置に記入されている。その外側にはなお五行程度の書込みが出来るほどのスペースがあるので、このような書き方をしているのは、訂正と見るのが妥当なように思われる。ただ、読み取れた朱書きの部分を併せて記した。

(9) 廣瀬縣は、江戸期は廣瀬藩、廢藩置縣(明治四年七月一四日)により廣瀬縣、さらに、同年一月一五日に松江県、母里県とともに島根県となった。因みに、島根県はその後、浜田県、鳥取県と共に島根県となったが、後、鳥取県と分れた(明治一四年九月一二日)(勝田政治「廢藩置縣―明治国家―が生まれた日―」二四四頁の表による(講談社選書メチエ、二〇〇七年七月))。

(10) 差紙とは、江戸時代、奉行所が出頭の日時を定めて被告を呼び出す召喚状。名をさして召喚するのでこの称がある。諸藩でも領民に対する召喚状を差紙と称した(高柳光寿・武内理三編『日本史辞典 第二版』角川書店、昭和四九年二月)。

江戸時代、奉行所から特定の人に対して出す呼び出し状。召喚状(上田万年他編『新大字典 普及版』講談社、一九九三年三月(第一刷)、なお、参照したのは第四刷(一九九三年四月))。

(11) 戸籍の存在する土地。また、明治期には、その人がある地方自治体の管轄下に在ることを意味した(『広辞苑 第六版』岩波書店、二〇〇八年一月)。

(12) 訴訟方とは、原告側当事者を指して使っていたようである。なお、原告・被告の用語を使っている例もある(例、(七十一番)事件)。

(13) 略売とは、婦女・児童をかどわかし奪って売ること(上田万年他編『新大辞典 普及版』講談社、一九九三年三月)。

(14) 北條県は、廃藩置県により、美作国を管轄する県として置かれたが、明治九(一八七六)年に岡山県に併合された。なお、美作国は現在の岡山県北部。山陽道の一。津山、勝山が中心地。

(15) 「未年」なら明治四(辛未、西暦一八七二)年で、出訴の前年に該り、「四年前」と合わなくなる。「明治四年、即ち、出訴の前(年)、未の年頭云々」という意味に理解すべきか。

(16) 【第六十三番】の事件が二件あるが、番号の付け間違いと思われる。二件目に枝番号をつけ、【六三の二】とした。

(17) 現在、鳥根県に属する日本海の島々。江戸期は出雲藩の預り領。古代より罪人遠流の地とされた。明治元(一八六〇)年、鳥取藩所管。その後隠岐県・大森県・濱田県などを経て、一八八一年鳥根県管轄となる(前掲『日本史辞典』より一部抜粋)。

(18) 【第七十八番】の事件が二件あるが、番号の付け間違いと思われる。二件目に枝番号をつけ、【七八の二】とした。

(19) 小田県は、現在の岡山県西部と広島県東部にまたがって位置していた。県庁所在地は、現在の笠岡市。

(20) 本文の内容から見て、おそらく「株」の誤記であろう。文字は、木偏に牛で、「件」とも「株」とも、中途半端な文字である。

(21) 箱訴につき、(6)を参照。

四目次表

番号	1	2	3	4	5	6
年度・番号	明治五年 （壬申）年 第一番	同年 第二番	同年 第三番	同年 第四番	同年 第五番	同年 第六番
出訴／ 上訴日	明治五年 三月五日	同年 三月十二日	同年 二月晦日	同年 二月十九日	同年 三月廿五日	同年 三月廿八日
終局・年月日	明治五年 四月十九日	同年 五月廿四日	同年 六月三日	記載なし	同年 記載なし	同年 十月十二日
訴名／差 纏	家屋鋪差纏	貸金滞 （千五百貫文）	鯉ノ箱代金滞 （金四十兩）	家財并田地 差纏再訴	貸金滞 （二百二十四 貫四十八文）	田地質地差纏
結局	借家明渡	内済示談 済口・吟味 下げ願出聞 届	示談済口・ 吟味下げ願 出聞届	記載なし	示談済口・ 吟味下げ願 出聞届	示談内済・ 吟味下げ願 出聞届
事件担当 官	高橋是知	鶴岡重勝	鶴岡重勝	記載なし	山川安國	鶴岡暲
原告／申立 人 代人／代 言人	K T 和藏	T B 長右衛門	S Y Y 善藏 （商） 清助 （U Y）	N E Y 長右衛門	T B 八束 （社司）	A Z Z 東一郎 （農）
被告／相手 方 代人／代 言人	M D Y 源重	K D Y 傳助 外二人	K G 磯吉 外一人	K M Y 弥右工門	N G 了庵 （士族）	A Z Z 浅右衛門
備考	* 元松江縣方引渡	* 元松江縣方引渡 「示談行届吟味下願出候二付 済口證書連署取之願之通聞届 書類下渡候事」	* 元松江縣方送り 四月廿一日鳥取縣米子出張 所へ差出候事	* 元奈江縣方引渡	* 元奈江縣方引渡 貸金を申七月二十五日と、酉 正月晦日の二回に分けて返済 之積	* 元奈江縣方引渡 （田地不殘元戻しの積り）

12	11	10	9	2 * の 8	8	7
明治五年 第十二番	明治四年 第十一番	同年 第十番	同年 第九番	同年 第八番	同年 第八番	同年 第七番
明治四年 六月 *	明治四年 十二月 *	明治三年 十一月 *	明治四年 十二月 再訴*	明治四年 十二月三日 箱訴**	同年 十二月廿二 日 *	同年 三月廿五日 *
明治五年 五月廿七日	記載なし	明治五年 十一月廿五日	明治五年 六月七日	記載なし	明治六年 四月十三日	同年 八月十三日
新宮社之儀二 付差縄	田地売買差縄	家督差縄	田地之儀二付 差縄	船宿之儀二付 愁訴	養子差縄	貸金滞 (二百両)
届 下げ願出聞	内済示談・ 吟味下げ願 出聞届	届 内済示談 済口・吟味 下げ願出聞	届 租税課上村 行雄へ申継 ぎ	届 不筋二付村 役人へ取扱 申付	出 熟和相成・ 済口	示談済口・ 吟味下げ願 出聞届 鳥取縣へ差 出
鶴岡 燈	高橋 是知	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	高橋 是知	村田 雷藏
SZ 後家かる 借家 傳助	KMY 喜兵衛 (商)	KD 勘右衛門 老母	KM 寺	KK 平左衛門 (商)	IH 政助後家	奥右衛門
SK 巴	TD 文藏 MN 如水	KD 丹藏	□□村百姓一同	惣十	才三郎後家かる	S MY 彦右衛門
* 旧松江縣方引続	* 旧松江縣方引続	* 元恣江縣方引続 勘右衛門病氣に付、家督を弟 丹藏に譲り、隠居料として、 家財の三卜通を引受	* 旧松江縣方引続 辛未十二月裁許の処、請書差 出さず、再訴	* 編集上枝番号をつけた ** 箱訴元恣江縣方引続	* 元恣江縣方引渡	* 元恣江縣方引渡 (元金丈五ヶ年賦無利足にて 返済之積) 但 三十七兩受取 渡済、三十三兩は西戌の二ヶ 年に、残百三十兩は、申より 丑年まで六ヶ年賦により皆済 の示談

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四三二(一六六)

13	明治五年 第十三番	明治四年 十二月	明治五年 六月三日	元寺領持主之 儀ニ付差纏	示談済口・ 吟味下げ	鶴岡 燈	Z丁寺	□□□村百姓共	* 旧松江縣方引統 辛未（明治四）十月旧松江縣 に於て裁判。Z丁寺不承服に て受書不差出、再願書差出候 趣
14	同年 第十四番	明治四年 四月	明治六年 二月廿四日	貸金滞	示談・吟味 下げ願出聞 届	山川 安國	IB 熊藏 （士族）	KMY 忠三郎	* 旧松江縣方引統 訴答共一ト通取調之上 戸長共へ取扱申付置候
15	同年 第十五番	明治四年 四月廿四日	明治五年 七月十二日	貸金并売掛滞	一 示談・ 吟味下げ 願出聞届 二 示談・ 吟味下げ 願出聞届 三 示談・ 吟味下げ 願出聞届	鶴岡 燈	O 助藏 （農）	一（農） 安兵衛後家 二 嘉平 萬七 三 K T 権市	* 旧松江縣方引統 一 錢二十貫文 萬七より助 藏へ相渡し其余は取引無之 示談 二 金二万 安兵衛後家より 助藏へ相渡候積 三 家作売買相談中焼失によ る双方の損害を、五百五十 五貫文中百七十七貫文、外 五十貫文を二回に分けて庫 七より助藏へ相渡候積り
16	同年 第十六番	明治五年 二月四日	再訴につき 明治五年 八月二日 追記	売掛金差纏	却下（濱田 縣へ差遣候 事）	鶴岡 燈	HU 為右衛門	NO 専次郎 （商） 外三人	* 旧松江縣方引統 吟味中、NO 専次郎欠席 し、受人方へ金百兩相渡、残 三百五十兩を七月中に返済之 積申付 ** 返済方約定違変に付再訴

21	20	19	18	17	
同年 第二番	同年 第二十号	同年 第十九番	同年 第十八番	同年 第十七番	
	明治四年 九月				再訴 **
*	*	*	*	*	
明治五年 七月	明治五年 四月廿六日		(明治四年 十月廿五日大 坂府へ返答書 差遣)	(明治三年 八月四日返答 書差遣)	
貸金滞	売掛并為替古 着差纏	為替金差纏	売掛金滞	銀談	
示談の上熟 談相成、見 切り吟味下 げ願出聞届	相手方病死 に付、手続 中断、其段 鳥取縣へ申 送り。その 後、吟味下 げ願出聞届				濱田縣へ移 送
山川 安國	鶴岡 瞪	記載なし	記載なし	記載なし	
I S 治左衛門	HN 幸吉 (商)	義一郎	I M Y 利兵衛	K U Y 半次郎	
空左衛門	(商) 清之助	半三郎	U Y 菊次郎	K M Y 寛三郎 S Y Y 善藏	
* 旧奈良縣方附送り	出 * 旧松江縣方附送り 申四月廿六日相手方清之助 病死後幼少の子供老人難波に 付返弁の道なく、願入損毛に 異存なしとして、吟味下げ願 出	* 旧奈良縣方附送り 鳥取縣へ掛合に及ぶも未だ 報答無し、但し義一郎より差 出す金子T M勝藏に願置候事	* 旧奈良縣方附送 上記返答書大坂府へ申遣り、 但しその後返答なし	* 旧松江縣方引渡 先方より受取金過多につき、 上記返答書相添え京都府へ申 遣り、但しその後返答なし	

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四三〇(一六四)

28	27	26	25	24	23	22
同年 第二八番	同年 第二七番	同年 第二六番	同年 第二五番	同年 第二四番	同年 第二三番	同年 第二二番
明治五年 五月四日	明治五年 五月四日	明治四年 十二月 *	明治四年 五月 *	明治五年 三月 ** *		明治四年 十月 *
明治五年 （五月七日）	明治五年 六月十日	明治五年 六月事済	明治五年 六月			明治五年 六月十八日
家屋敷売払世 話料其外諸雜	酒造株代金返 濟之儀二付差 纏	草山之儀分山 差纏	助成金差纏	貸金滞	貸金滞	田地買議定差 纏
聞糺、年寄 忠藏へ取扱	下げ願出聞 届	示談和熟	元金返済及 利足を返金 可致（双方 受書差出）	*却下（元 廣瀬縣方鳥 取縣米子出 張所へ添翰 本人差出）		示談・吟味 下げ願出聞 届
村田 曾	鶴岡 澄	山川 安國	山川 安國	鶴岡 澄	記載なし	鶴岡 澄
N 善右工門 （商）	I T 政藏 （商）	（農） 勝兵衛 外五十七人	（農） 藤右衛門	I T 次郎兵衛	T D Y 卯兵衛 （商）	A D 宗三 （商）
H N 元助 （貫属卒）	A D 孫兵衛	（農） A B 八左衛門 外五人	（農） 豊七 八左衛門	T B 友十郎	Y N Y 嘉助	M Y 幸三郎 （農） 外四人
五月七日聞糺 説論の上年寄忠藏へ取扱申付		*元廣瀬縣方引続	*元廣瀬縣方引続	*元廣瀬縣方附送	*旧志江縣方附渡 相手方死去難決之者に付返 弁の道出来兼ね、大坂表へ掛 合ども、その後何の報返無之 申送り相成	*旧志江縣方附送り

	29	30	31	32	33	34	35
	同年 第二九番	同年 第三十番	同年 第三一番	同年 第三二番	同年 第三三番	同年 第三四番	同年 第三五番
		明治五年 五月七日	明治五年 五月十九日	明治五年 五月廿五日	明治五年 四月	明治五年 五月廿八日	明治五年 五月卅日
	明治五年 八月十七日		明治五年 五月廿二日	明治六年 二月 日 (日付空欄)	明治五年 六月十日	明治五年	明治五年 八月廿八日
費之儀ニ付差 申付・願書	貸質差縄	古手物代金滞	貸金滞	田畑差縄	一年神主差止 候儀ニ付差縄	鐘井田畑差縄	鉄荷売買差縄
下戻す	内済・吟味 下げ願出聞 届	YNTY愛 助、召捕吟 味中	示談・吟味 下げ願出聞 届	示談・吟味 下げ聞届	双方和合・ 吟味下げ		却下* (願書并添 書共相渡し 米子鳥取縣 出張所へ差 出候事)
	山川 安國	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	山川 安國
	三代吉	KBTY 栄太郎	YG 庄藏 (商)	SD 詳藏 (農)	□□□百姓一同	KT 六郎左衛門 (農)	YM 吉兵衛 (商)
	ID 松之助	UN 和助 外一人	NN 喜三郎 (商)	TS寺	YY 岩根 (祠官)	TB 長右衛門	IY 長右衛門
	* 元廣瀬縣方廻る				* 関守HU泉藏方出訴の趣を 以て庶務課方廻る		* 吟味中相对内済示談にて吟 味願下げ願出聞届けた旨鳥取 縣米子出張所方返翰あり願人 方も申出があり吟味下げ願出 聞届け置く

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四二八(二六二)

43	42	41	40	39	38	37	36
第三四番 同年	第四二番 同年	第四一番 同年	第四十番 同年	第三九番 同年	第三八番 同年	第三七番 同年	第三六番 同年
明治五年 五月十九日	明治五年 六月十七日	明治五年 六月十二日	明治五年 六月十二日	明治五年 六月十日	明治五年 六月十二日	明治五年 六月十日	明治五年 六月十日
明治五年 六月廿三日	明治五年 七月三日	明治五年 七月十二日	明治七年 一月二十日	明治五年 八月五日		明治五年 六月十五日	明治五年 六月十五日
田地差縫	魚問屋之儀ニ 付差縫	質物差縫	酒株代金差縫	金札引当錢借 用之儀ニ付差 縫	唐胡摩元代金 差縫	正金質物ニ致 置候儀ニ付差 縫	とき、いま商 人の略売差縫
届 下げ願出聞 示談・吟味	届 下げ願出聞 示談・吟味	届 下げ願出聞 示談・吟味	届 証書差出す 示談・濟口	届 下げ願出聞 示談・吟味	示談	届 下げ願出聞 示談・吟味	NT兵三郎 再吟味の義 鳥取縣米子 出張所へ掛 合に及候事
鶴岡 燈	山川 安國	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	山川 安國	鶴岡 燈	鶴岡 燈
(貫屬卒) HN 柳三郎	OD 榮藏	I I Y 徳市	(商) NM 熊三郎	(商) MM 卯右衛門	I T 祐右衛門	(商) WB 千藏 KM 嘉五郎	(商) NT 兵三郎
(農) UN 市郎左衛門	MD 泰藏 外兩人	S N Y 徳市	K Z Y 清兵衛	K M Y 弥助	(貫屬) A K 敬左衛門	(商) I H 佐吉	NS Y 武兵衛 H M Y 傅兵衛
							* 鳥取縣米子出張所へ送に相 成候事 再応鳥取縣へ掛合

51	50	49	48	47	46	45	44
同年 第五一番	同年 第五十番	同年 第四九番	同年 第四八番	同年 第四七番	同年 第四六番	同年 第四五番	同年 第四四番
明治五年 六月三日	明治五年 七月二日	明治五年 六月廿七日	明治五年 六月廿三日	明治五年 六月廿九日	明治五年 六月廿五日	明治五年 六月廿五日	明治五年 六月十八日
明治五年 七月五日	六月廿日*	明治五年 七月五日	明治五年 七月九日	六月廿三日*	明治五年 九月廿九日	明治六年 二月七日	明治五年 八月晦日
出来差縄 儀二付故障人 し聞かせ	小田山亮買之 儀二付故障人 出来差縄	酒株差縄 縁談差縄并縁 女荷物不相返 二付差縄	金談差縄	山林売買差縄	預(リ)金滯	親方讓渡田地 證文之儀二付 差縄	売物代金滯
訴訟行届・ し聞かせ	示談・願下 げ願出聞届	示談・濟口 証書	内済示談・ 濟口証書	示談・吟味 下げ願出聞 届	追善のため 金五十両寄 附)	示談(道感 下げ聞届	示談・吟味 下げ願出聞 *
鶴岡 燈	山川 安國	山川 安國	山川 安國	鶴岡 燈	鶴岡 燈	記載なし	鶴岡 燈
KY 謙次郎 外一人	IB 孫六	GSJ 観懂	NWY 善市	WB 丈兵衛 (農)	代YS 武三郎	H 才次郎 (農)	HN 幸吉 (商) 外五人
WB 丈兵衛 (農)	YD 益右衛門	KZ 紋太夫 (松江貫属士族)	ID 武左之門	AT 嘉太郎 (農)	同 権太夫 (松江貫属士族)	H 忠四郎	SE 清藏
	* 明治六年か			* 終結日が出訴日より前なので、明治六年か	に返弁の道無し。YS武三郎親族として、道感追善料をTK寺に寄附		* 他に刑事罰あり

57	56	55	54	53	52
同年 第五七番	同年 第五六番	同年 第五五番	同年 第五四番	同年 第五三番	同年 第五二番
明治五年 七月廿日	明治五年 七月十二日	明治五年 七月九日	明治五年 七月八日	明治五年 七月八日	明治五年 七月五日
明治六年 二月四日	明治五年 十月七日 十一月廿八日	明治五年 八月晦日		明治六年 一月十八日	明治五年 八月廿二日
改百姓席順并 村山油木売払 之儀ニ付故障 差纏	馬売渡代金滞	貸金滞	夏艸刈場之儀 ニ付争論	元社額売地差 纏	WB寺元寺額 田地売買差纏
一百姓席順 之儀は取 揚不相成 願出下渡 す 一村山故障 之儀は追 て沙汰に 及ぶ可し	一人ニ付北 條縣へ移 示談・願下 げ聞届	示談・吟味 下げ願出聞 届	示談・吟味 下げ願出聞 届	示談・吟味 下げ願出聞 届	内済示談・ 吟味下げ願 出聞届*
鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 権少 属	鶴岡 燈	鶴岡 燈
KK 助市(農) 後家かる	II 茂助 外二人	UY 庄兵衛 (商)	上□□村 OT 十郎右衛門 外二十一人 (農)	MO 千年 (祠掌)	N 利右衛門 (農) 外二人
KK 栄左衛門 (農)	KN 亀吉	F 勘左衛門 (商)	下□□村 UTM 宇兵衛 外二十人	太八	吉右衛門 與右工門
	*MS 八右衛門(貫属卒隠 居)が仲人を引受				*戸長木佐豊右衛門へ取扱申 付、戸長より添書

63	62	61	60	59	58
同年 第六三番	同年 第六二番	同年 第六一番	同年 第六十番	同年 第五九番	同年 第五八番
明治五年 七月廿八日	明治五年 七月廿七日	明治五年 七月廿七日	明治五年 七月廿七日	明治五年 七月廿四日	明治五年 七月廿日
明治五年 十一月廿七日	明治五年 九月廿七日	明治五年 十月四日	明治五年 八月四日		明治五年 九月廿九日
貸金滞	金談差纏	正金買入受戻 之儀二付差纏	□□川魚漁 差纏	家作売買差纏	山林売買之儀 二付差纏
吟味下げ 届	済口証書差 出し異存無 き段申出聞 届	届 示談・吟味 下げ願出聞	届 示談・吟味 下げ願出聞	届 示談・吟味 下げ願出聞	示談・吟味 下げ願い (関連の争 いにつき備 考欄)
鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 権少属	鶴岡 瞪
M Y (商) 忠助	T D (商) 為藏	(畳屋) 松太郎	S D (農) 清右衛門 外四十九人	M U Y (商) 丈助	H N (貫属卒) 武藏
Y N T Y 愛助*	S B Y 忠藏	T M Y 嘉兵衛 外一人	K T (農) 紋助 外二十六人	H I 文十	W B (農) 丈兵衛
あり			一村民七十七軒を三分し、一組 が三ヶ所の漁場を一年毎に 一ヶ所づつ交代する		一 嘉太郎と丈兵衛へ預け銭 元戻しの示談・吟味下げ 一 栄三郎へ山売渡、丈兵衛、 嘉太郎より栄三郎へ相渡す 示談・吟味下げ願い 一 元三郎外三人の申出は村 役人共の取扱可致 一 丈兵衛、嘉太郎間の山代 金算用差纏之義は相對勘定 決算可致

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

四二四(二五八)

69	68	67	66	65	64	* 2 の	63
同年 第六九番	同年 第六八番	同年 第六七番	同年 第六六番	同年 第六五番	同年 第六四番	同年 第六三番	同年 第六二番
明治五年 八月十二日	明治五年 八月九日	明治五年 八月七日	明治五年 八月五日 再訴	明治五年 八月二日	明治五年 八月三日	明治五年 七月廿八日	明治五年 七月廿八日
	明治五年 十一月廿五日	明治五年 八月十五日	明治五年 八月廿五日	明治五年 八月十二日	明治六年 二月廿七日	明治五年 八月七日	明治五年 八月七日
田地売買差纏	貸金滞	売事差纏	売掛金滞裁許 済之処約定違 変二付再訴	酒売事差纏	金札売買議定 差纏	貸金滞	貸金滞
双方へ示談 * を申付	吟味下げ * 届	示談・吟味 下げ願出聞 * 届	管轄違い 約定相成た る旨濱田縣 方申越し * 届	示談・吟味 下げ願出聞 届	出訴前に取 引済に付吟 味下げ聞届	管轄違いに つき取下げ * 届	管轄違いに つき取下げ * 届
鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈	鶴岡 燈
A D 兵石工門 (農)	M B 茂七 (貫属卒)	S D 周藏 (農)	H U 為右衛門	F D 宇右衛門	飯塚 喜左衛門 (村副戸長)	T K 左之衛 (貫属士族)	T K 左之衛 (貫属士族)
外一人	Y N T Y 愛助	S D 重左衛門 (農)	N O 専次郎 (商)	A T Y 源市 外二人	N G Y 林兵衛 外五人	U Y 武右衛門	U Y 武右衛門
付	* 相手愛助入牢吟味中に付返 弁の手段無之、時節を見合わ せ当人方取立いたし呉候様申 出	* 済口証書写しを添え、鳥取 縣米子出張所へ申遣り候事	* なお、八月二十四日皆金受 取事済相成る趣、濱田縣大森 出張所方報答あり、その旨願 人よりも届出あり、聞届置候 事			* 編集上枝番号をつけた * 米子鳥取縣出張所へ罷り 出る様申付け、仲済人立入、 示談致度旨申出	* 編集上枝番号をつけた * 米子鳥取縣出張所へ罷り 出る様申付け、仲済人立入、 示談致度旨申出

77	76	75	74	73	72	71	70
同年 第七七番	同年 第七六番	同年 第七五番	同年 第七四番	同年 第七三番	同年 第七二番	同年 第七一番	同年 第七十番
明治五年 十月八日	明治五年 十月	明治五年 九月 *	明治五年 十月五日	明治五年 八月廿三日	明治五年 八月廿三日	明治五年 八月十九日	明治五年 八月十三日
	明治五年 十月廿日	明治五年 六月廿七日	明治六年 二月十二日	明治六年 八月廿五日	明治六年 二月廿八日		明治五年 十一月廿五日
酒造株差縄	借家売事差縄	田地買議定差 縄	魚間屋株差縄	貸金滞	元番所之儀二 付差縄	社木伐採之由 訴出	質物差縄
届 示談・願下 げ差出し聞	届 示談・吟味 下げ願出聞 *	届 示談・吟味 下げ願出聞	届 示談・吟味 下げ伺出、 伺の上聞届	出 柏崎縣へ差 願書并添書 共相渡シ願 人差添人共 柏崎縣へ差	届 却下 願書并添書 共相渡シ願 人差添人共 柏崎縣へ差	届 示談・済口 証書差出す	届 吟味下げ *
鶴岡	鶴岡 澄	鶴岡 澄	記載なし	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄
(商) FM 泰四郎	(商) KM 傳七	NEY 善市 外一人	(商) 門 AZZ 九郎右衛	(商) YS 武三郎	IG 新藏	氏子一同	FS 長藏 (てふ)
SY 間助	KM 万太郎 外五人	(農) 理右衛門	(商) SM 久平	(商) ST 忠藏	同村百姓一同 (祠堂)	OG 登喜之助 (祠堂)	(農) 藤左衛門 *
	* 訴答連印済口証書取置候事	* 元恠江縣方引続		* 元金受取、残利金は十ヶ年 賦に受取る積り示談行届候段 柏崎縣方報答		* 相对示談いたし度旨申出候 に付聞届置	* YNTY 愛助偽を以て横取 いたし、入牢吟味中。貸主損 分相成候申聞

81	80	79	2 の 78	78
同 年 第八一番	同 年 第八十番	同 年 第七九番	同 年 第七八番	同 年 第七八番
明治五年 十一月五日 *	明治五年 十月廿日	明治五年 十月廿日*	明治五年 十月十七日	明治五年 十月十二日
明治五年 十一月廿四日		明治六年 一月廿日	明治六年 一月十七日	明治五年 十一月十九日
貸金滞	家督 (相続) 差纏	為替金差纏	田地売買差纏	山林境争論
相手方取 立不能に付 返弁申付方 無之、申聞 承服、向後 異存無之段 一札取之**		証書差出し 伺の上聞届 **	示談・濟口 下げ願出聞 届	境界を定め ることに双 方承服・濟 口証書差出 し吟味下げ 願出聞届*
鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄	鶴岡 澄
MK 吉十郎 (農) 代 MK 亀三郎	TS 岩次郎 外二人	T 茂平	IB 豊一右衛門 (農)	MM 弥左衛門 (農)
NT 佐十	TS 佐五左衛門	NMY 傳四郎 外二人	FO 繁市 (農)	KK 助市 (農) 後家まツ
** 濱田縣添書を以て願出 * 委細濱田縣へ申遣る	** 連累多人数の為、出郷の節 に取調べてくれるよう願出聞 届	** 小田縣より郵便にて願書廻 る ** 濟口證添え小田縣へ返報		* 先年まつ夫禎四郎時代、同 人と弥左衛門立会の上境木を 立てたが、申出あり従前の通 り境木より中央大岩見通し北 へ真直ぐに境界を立てること

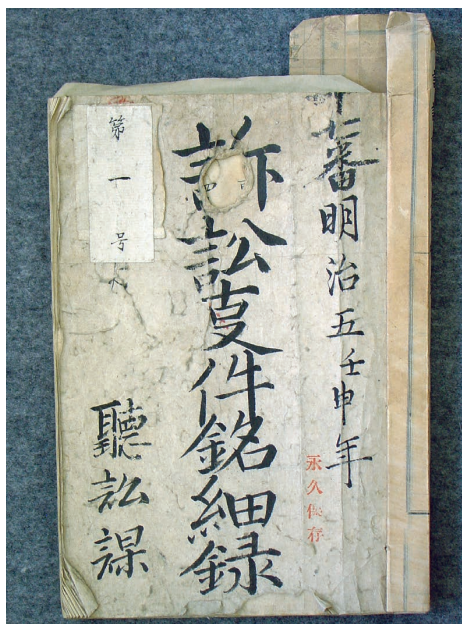
87	86	85	84	83	82
同年 第八七号	同年 第八六号	同年 第八五号	同年 第八四号	同年 第八三番	同年 第八二番
明治五年 六月 箱訴	明治五年 十一月廿五日	明治五年 十一月十四日	明治五年 十一月廿八日	明治五年 十一月廿三日	明治五年 三月 *
明治五年 十一月廿九日	明治五年 十一月廿九日	明治五年 十一月廿九日	明治六年 二月十二日	明治六年 三月九日	明治五年 十一月八日
繼母養育米家 督差纏	貸金滞	小間物座株貸 賃滞差纏	貸金滞	貸金滞	関普請木伐採 之儀二付争論
届 下げ願出聞	取下げ(相 手の返弃困 難な事情を 教諭、受書 を取り伺 済)*	届 下げ願出聞	届 下げ願出聞	届 下げ願出聞	济口證書差 出・吟味下 げ願出聞届
鶴岡 瞪	鶴岡 瞪	鶴岡 権少属	鶴岡 瞪	記載なし	鶴岡 権少属
MH 彦兵衛	TM 滋 (貫属士族)	SY 久兵衛	SD 愛藏 (農)	YM 唯七 (商)	KG 房造 (農) 外三人
KD 曾祿十	NI 敬藏	FY 貞藏	OM 勇四郎	YMY 藤市 (商)	FW 祐三郎 (農)
					* 旧廣瀬縣方附送
	* 相手は困窮者にて、返弃の 道難相立、現今致し方なく時 節を見合わせて受取る可き段 教諭				

明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について

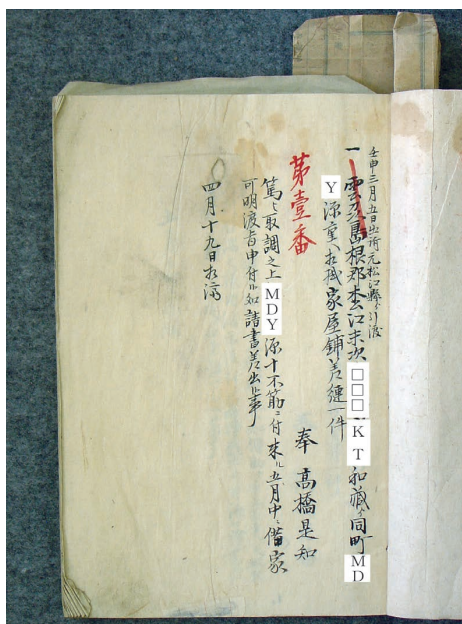
四二〇(二五四)

90	89	88
同年 第九十号	同年 第八九号	同年 第八八号
明治五年 十一月	明治五年 十一月廿九日	明治五年 十一月五日
明治六年 四月廿日	明治六年 一月廿八日	明治六年 二月五日
田畑差纏	家督差纏	葉藍代金滞差纏
相對示談・吟味下げ願出聞届*	却下(願いの趣取揚難証書一札差出伺済之上取計い済)	相手逃亡に付返済困難な事情にあり、本人見当るとき、時節を見合わせ受取る可き旨を理解に及び一札差出し伺済み*
山川安國	鶴岡 権少属	鶴岡 瞪
MK 勘藏	OT 朝一左衛門	MJ 善十
清平	新次郎	KH 金左衛門
訴訟人鳥取縣に差向き、取調申下げ相對示談・吟味下げ願出聞届の旨、同縣添翰差出し候に付伺之上聞届	* 辰次郎存命中、五左衛門養子となり、二十余年も経ち家督讓受居る故願人の願いの趣御取揚難相成旨及理解処承服	* 九月に相手逃亡跡老幼婦人等ばかりにて所持品等も無く、現今返済方法難相立、後に本人も見当るとき、時節を見合わせて請取る可き旨理解に及ぶ

五 写 真 (二葉、地図)



明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について



四一八 (二五二)

